

第百五十一回国会、内閣提出、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案を議題といたします。

本案につきましては、第百五十一回国会におきまして既に趣旨の説明を聴取いたしておりますので、これを省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○御法川委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○御法川委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として情報公開審査会事務局長松村雅生君、総務省大臣官房審議官衛藤英達君、総務省行政管理局長坂野泰治君、総務省自治財政局長香山充弘君、総務省情報通信政策局長高原耕三君、総務省郵政企画管理局長松井浩君及び財務省主計局次長牧野治郎君の出席を求め、説明を聴取いたないと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

本案審査のため、本日、会計検査院事務局事務総務官房総括審議官重松博之君の出席を求め、説明を聴取いたないと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○御法川委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山村健君。

○山村委員 おはようございます。民主党の山村健です。

さきの国会の折にこの特殊法人の情報公開法案が上程されておりましたのでけれども、あれからしばらくの間お休みがありまして、九月十一日のテロの大好きな事件と、この国会が始まつてもうテロ一色というような状況でございまして、なかなかこの法案、びんとこなかつたのですが、川崎先生もおみえになりますが、我が三重県は情報公開先進県というありがたい称号をいただいておりまして、情報公開に対しては、やはり一言、私は質問に立たせていただきたいなと思いまして、本日この席に立たせていただきたいわけなんです。

この法案いろいろ読ませていただきますと、やはりことしの四月から実施、施行されました行政機関の情報公開法、この行政機関の情報公開法というものの目的であります、国民主権の理念にのつとり、主権者たる国民に対する政府の説明責任が全うされるようになるということと同一の考え方であるということ、これが非常にひっかかりました。

何ゆえにそのときに一緒に法案化されなかつたのか。今回あえて単独法案にされたということに対しても、まず第一に質問したいと思うのですが、行政管理局長をお願いいたします。

○坂野政府参考人 ことし四月から施行されております国の行政機関に関する情報公開法、この法案を国会で御審議いたしておりました際に、特殊法人等に関する情報公開法制を早急に整備すべきである、そういう御指摘をいただき、また法案の修正でもその趣旨を明記していただき、そういう経過から、私ども、政府内で特殊法人等に関する制度のあり方を検討して今回提案をさせていただいている。そういう経過の中でこの法案ができたものであるということをまず御理解いただきたいと考えるわけでございます。

また、特殊法人等につきましては、当然、御承知のことながら國とは別の法人格を持つておる。あるいは、その経営形態、業務、それにはさまざま

まなものがございます。また、國の関子その他についても実にさまざまなものがある。そういうものについて、國の行政機関と同様の、あるいは國の行政機関の制度そのものを適用するということと、これはふさわしくないと考えられるわけです。が、さてそれではどのよだな制度として仕組むべきかということについては、かなり専門的な検討が、さすがにありますけれども、例えば、適用する法人の範囲でありますとか、單に開示請求の対象とするということだけではなくて積極的な情報提供の制度をビルトインする、あるいは不開示情報の規定のあり方についても國の行政機関とはやや異なる規定が必要になる、そういうことをいろいろ法規として盛り込んで、一つの体系的な形として御提案をさせていただいた方が適当であると私ども考えて、このような形にさせていただいたものでございます。

○山村委員 趣旨は非常によくわかったのですけれども、趣旨としては、淵源をたとえば、国民に対する説明責任を全うする、その趣旨に立つことは御指摘のとおりでございます。

○坂野政府参考人 ただいまのお尋ねは、行政委託型の公益法人について情報公開制度というものに対するのいわゆる情報公開といいますか、國のお金に対する報告制度というものは現存しているのでしょうか。

○山村委員 ちょっと横道にそれると思うのですけれども、六百二十六法人、行政委託型の法人に對してのいわゆる情報公開といいますか、國のお金に対する報告制度といいうものは現存しているのでしょうか。

ただ、この行政委託型法人の定義のとり方でございますが、公益法人白書におきましては、特定の法令等によりまして各官庁から制度的に行政事務事業の委託等、推薦等を受けている公益法人と、必要だということで、若干お時間をいただいてござります。

今回提案をさせていただいておるというわけでござります。

○山村委員 基本的には、御指摘のとおり、國の行政機関の情報公開法の制度とかなり同一の考え方方に基づいておりますとか、單に開示請求の対象とする制度をビルトインする、あるいは不開示情報の規定のあり方についても國の行政機関とはやや異なる規定が必要になる、そういうことをいろいろ法規として盛り込んで、一つの体系的な形として御提案をさせていただいた方が適当であると私ども考えて、このような形にさせていただいたものでございます。

○坂野政府参考人 ただいまのお尋ねは、行政委託型の公益法人について情報公開制度といいうものに対するのいわゆる情報公開といいますか、國のお金に対する報告制度といいうものは現存しているのでしょうか。

ただ、その公益法人の中では、例えば法律の規定に基づいて國から一定の行政事務の委託を受けるものがある、そういうものについて、その業務の内容あるいは國民との関係について情報を公開する、あるいは提供するということが必要ではないかという御議論があることは御指摘のとおりでござりますし、私どもそう考えておるわけでござります。

ただ、先ほど申し上げたそういう基本的な法人としての性格というものを考えますと、直ちに行政機関と同様あるいは特殊法人と同様な形の制度を適用するわけにいきませんものですから、基本委託しているような公益法人の数というものは今現在どれほどあるのでしょうか。

○衛藤政府参考人 御説明いたします。

現在といいますか、平成十一年十月一日現在の

的に、行政機関が持つておるもののは当然のことな
がら積極的に公開をし、あるいは提供するわけで
すが、それ以外に、当該法人などのような形で提
供あるいは開示についての制度化を行う必要があ
るか、できるかどうかということについては、私

ども、研究課題としたいたと考えております。
今回の法案を提出するに際して、専門有識者か
ら成る検討委員会をつくつていただきたわけです
が、その中でも種々御論議をいただきましたけれ
ども、基本的に、相當いろいろな形のバラエティー
もあるし、また、一口に公益法人、指定法人といつ
ても範囲がなかなか確定しがたい、そういうこと
もあるので、これは少し研究をすべきだという御
指摘もいたいておりまして、私ども、そのよう
にしたいと考えておるわけでございます。

なお、補足で申し上げますれば、公益法人それ
自体の運営のあり方について国は指導監督を行う
任務を持っておりまして、政府全体として通ずる
その指導監督の基準なども設けておるわけでござ
いますけれども、その基準にあつては、特に財務
等を中心として、そういう情報については可能な
限りこれを国民に提供する、あるいは国民の閲覧
等の要請にこたえる、そういうことに対するとい
う形で現在各省にお願いをし、またそのようにする
ように運営に努めていただいているものと考えて
おります。

○山村委員 行政委託型の公益法人について、そ
れぞいいろいろな事情があるということは理解で
きたのですが、当法案について、それでは、対象
法人を今回百四十五選定されたのですが、その選
定基準と、いうものを、どのような形で基準にされ
たのか。

○片山國務大臣 今お話をありましたこの選定基
準でござりますけれども、昨年七月の特殊法人情
報公開検討委員会においていろいろ議論がなされ
まして、その際、政府の一部を構成すると見られ
る法人については、行政機関と似ておるからやは
り国民に対する説明責任があるのでないか、だ
からこの法案の対象にしよう、こういうことにし

たわけであります。

それでは、政府の一部を構成すると見られるか
どうかについては、それぞれの法人の設立法その
他の趣旨によって判断したらどうだろかと。具
体的には、設立法において、理事長等を大臣等が
任命することとされているもの、また当該法人に
対して政府が直接出資することとされているも
の、こういうものについては、政府が深くかかわっ
ておるから、これは政府の一部を構成すると見て
もいいのではなかろうか、こういうことにして選
別いたしたわけであります。

この一般的基準以外でも、例えば公営競技の関
係法人をどうするか、これは対象にしよう。特殊
会社はどうするか。関空は、これは御承知のよう
に特殊法人的な特殊会社ですから対象にしよう。
共済組合等は、これは御承知ののような目的を持つ
ものですから対象外。NHKも対象外にしよう。
日本銀行は対象にしよう。こういうことで選別いた
したわけでございます。

○山村委員 その中でちょっとと氣になつた点とい
いますと、関空の場合はその建設費用が、運用と
いいますか、その部分は除いて、対象になつてい
る。今、二〇〇五年に中部国際空港というのが、同じ
ままこれは株式会社の制度としてやつてあるので
すが、では、中部国際空港というのはこれから入つ
てくる予定はあるのでしょうか。

○坂野政府参考人 ただいま御指摘の中部国際空
港株式会社は、法人の設立形態からいたしまする
と、商法上の株式会社として設立をされておるも
のでございます。したがつて、私ども、今回検討
対象としました特殊法人あるいは認可法人とはそ
の設立形態は全く異なる、いわば民間会社である
と考えておるわけでございます。

○山村委員 まだ御承知のとおり、特殊法人等
が、純粹の民間会社に改組される等のことがあ
れば、当然のことながらこの制度の対象からは外
れていくことになるものと考えております。

○山村委員 民営化されれば外れてしまうとい
うことはわかつたのですけれども、今回の選
定基準の中から一つだけまた気になるのが、同じ
ようく民営化と言つてしまつていいのかわからな
いのですが、日本放送協会、NHKが対象外になつ
ているのです。これは、国の資本が入つていない
から等々の基準にはもちろん違ひないのでしか
れども、やはり受信料という形で、国民の側からし
ましたら、ある意味で税金と同じような考え方が
できるのじやないかと思うのです。

NHKを対象外にした根拠といいますか、それ
について一つ質問したいのと、もう一点、では、
総務省がNHKに関して指導監督といいますか、
そういうことができるのかといふこともあわせ
てお願いいたします。

○遠藤(和)副大臣 NHKは、放送法上、一般放
送事業者と同様に「放送の不偏不党」だとか「真
実及び自律を保障することによって、放送による
表現の自由を確保すること。」というふうにされ

ございます。

したがつて、広い意味で申し上げれば、先ほど
御答弁申し上げた指定法人の一つになると考えて
おるわけでございますが、今申し上げたような法
改めて今後いろいろ研究をさせていただく課題の
一つであると考えておるわけでございます。

○山村委員 そういうと、現在、政府の別の
セクションで、特殊法人の見直し等々改革を進め
ていらっしゃる部署もあるようなんですが、中部
国際空港もこれから加わつてくる可能性もある。
されることは、逆に、百四十五の中から、民営化
されることによって減つてしまつということもあります。
り得るわけですね。

○坂野政府参考人 御指摘のとおり、特殊法人等
が、純粹の民間会社に改組される等のことがあ
れば、当然のことながらこの制度の対象からは外
れていくことになるものと考えております。

○山村委員 改革によりまして、現在の特殊法人あるいは認可
法人が純粹の民間会社に改組される等のことがあ
れば、当然のことながらこの制度の対象からは外
れていくことになるものと考えております。

○山村委員 NHKの情報開示といいますか公開
に対し、異議申し立てといいますか、そういう
ものはNHKの中の審議会の方で解決していく
ということでおよぼしいのでしょうか。

○遠藤(和)副大臣 そのとおりでございます。

また、NHKの予算、決算等については国会で
これを承認することになつておりますて、そのと
きに国会の皆様の御意見も、情報公開については
どうかということも適時ただしていただく、こう
いう仕掛けにもなつておりますものですから、そ
ういうことで見守つていきたいと思っておりま
す。

○山村委員 私も、昨年当選させていただいた最
初の質問がそのNHKの決算であつたという非常
に思い出深いことがありますて、ことしもまた、
機会があれば、NHKの件についてはもう少し踏
み込んだ質問をさせていただければと思う次第で
す。

ておりまして、今お尋ねのように、税金でやつて
いるわけではない、いわゆる国営放送ではござ
いません。そして、NHKの放送が受信者からの契
約による受信料の収入によって維持されていると
しての放送を行わせており、そのため設立した
法人ではないということから、本法の対象として
はおりません。

次の設問についてなんですかけれども、ことしの四月一日から行政機関の情報公開法が施行されたわけです。四月以降半年たつのですが、その間の開示請求件数の状況、その数字をできたら教えていただきたいと思うのです。

○坂野政府参考人 四月一日から開示をいたしておりましたので、四月一日から九月三十日までの間の開示請求件数を申し上げます。合計で二万六千八百三十六件となっています。

○山村委員 その二万六千の中から、不開示の件数であるとか回答拒否、不回答といいますか、そういう細かい数字というのはわかりますでしょうか。

○坂野政府参考人 ただいま申し上げました二万六千超の件数のうち、開示、不開示の決定が行われたものは、二万四千二百七十七件が決定が行われた状況にございます。そのうち不開示これは応答拒否も含めておりますけれども、不開示は三千四百八十六件、約一四%が不開示の決定でございます。

なお、請求のうち、全部ではなくて一部のみ開示をするというのがこのほかにございまして、これは部分開示と申し上げておりますが、この部分開示は七千九百三十一件、三三%程度となっています。

○山村委員 予想外といいますが、初年度ということもあって、この二万六千という数字が多いのか少ないのかというのはちょっと判断には苦しむのですけれども、部分開示ということとも含めまして、情報公開の基準といいますか、本法案の中にありますけれども、その中で、行政機関の情報公開法の附帯決議によって示された知る権利について、今後検討していくくといふ文言があつたのですけれども、この二年間、その知る権利にどのような経緯を今回の方案は盛り込んでいるのでしょうか。

○坂野政府参考人 ただいま御指摘の知る権利についてでございますけれども、これは、現在施行されております行政機関の情報公開法の立案及び審議においても種々御論議をいたしました点でございました。

私たち、提案者として当時申し上げ、また現在もそのように考えておることでござりますけれども、この知る権利という概念については、学問上、特に憲法学上まだなおさまざまな見解がある、また、最高裁においても政府情報の開示請求権としてこの知る権利ということを正面から認めたものがないということなど、いろいろ総合的に勘案をいたしまして、法律上の文言としては用いない。もちろん、既に御承知のとおり、国民主権の理念にのつとつて、国民に対する説明責任を全うする、そういう目的規定としてはきちんと入れておるわけございますけれども、直接文言としては用いないということにしたわけでございます。

それで、この附帯決議にあつては、そういうことの論議を踏まえて、今後いろいろまたなお検討しろということをございました。そこで、この四月からよいよ施行に着手をしたということでございまして、私は、この法律の趣旨を注ぐ必要があると考えておりますし、その施行に当たっては、国民に対する説明責任を全うするというこの法律の趣旨を確実に実現していかなければならぬと思っております。

○山村委員 このような施行状況を踏まえて、当時の御論議を踏まえて、四年後に法律について検討を加えて、必要なものが見直しを行うという規定がございました。それまでの間、引き続きなお検討は続けてまいりたいと考えております。

○山村委員 国民民主権といいますか、国民の側から見たときに、特殊法人に対して何が一番興味深いか、批判の対象になつているかということは、私自身が一国民という立場から見たときに、マスク等をにぎわしております官僚の天下り、一年、三年在職しただけで数千万という退職金をもらつてというようなことがございます。そういうこともやはり個人情報として公開の対象にはなつていないのでしょうか。

○坂野政府参考人 ただいま御指摘の知る権利についてでございますけれども、これは、現在施行されております行政機関の情報公開法の立案及び審議においても種々御論議をいたしました点でございました。

私たち、提案者として当時申し上げ、また現在もそのように考えておることでござりますけれども、この知る権利という概念については、学問上、特に憲法学上まだなおさまざまな見解がある、また、最高裁においても政府情報の開示請求権としてこの知る権利といふことを正面から認めたものがないということなど、いろいろ総合的に勘案をいたしまして、法律上の文言としては用いない。もちろん、既に御承知のとおり、国民主権の理念にのつとつて、国民に対する説明責任を全うする、そういう目的規定としてはきちんと入れておるわけございますけれども、直接文言としては用いないということにしたわけでございます。

それで、この附帯決議にあつては、そういうことの論議を踏まえて、今後いろいろまたなお検討しろということをございました。そこで、この四月からよいよ施行に着手をしたということでございまして、私は、この法律の趣旨を注ぐ必要があると考えておりますし、その施行に当たっては、国民に対する説明責任を全うするというこの法律の趣旨を確実に実現していかなければならぬと思っております。

○山村委員 次の質問ですけれども、今回の法案の中で、異議申し立てをする場合に、情報公開審査会といふもの、諮問機関といいますか、そちらの方へ訴えるということになつてゐるのですが、その委員についてはどういうふうな形で人選されるのでしょうか。

○松村政府参考人 お答え申し上げます。

情報公開審査会の委員の人選につきましては、情報公開法第二十三条において、すぐれた識見を有する者のうちから任命する、こういうふうにされているところでございます。

○御法川委員長 次に、野田佳彦君。

○野田(佳)委員 おはようございます。山村議員に続きまして、質問をさせていただきたいというふうに思います。

今回の独立行政法人の情報公開に関する法律案というのは、四月一日から施行されている行政機

情報公開法、その議論があつたときに、特殊法人が蚊帳の外にあるという批判があつて、二年以内にその情報公開の制度をつくるという宿題を今回出されてきたといふうに受けとめていまして、その基本となる行政機関情報公開法のときには、いろいろな議論がありましたけれども、私も賛成をしています。ということで、その制度の根幹、骨格は今回も基本的に変わりませんので、余り細かい質問をするつもりはございません。

ただ、今回出てきた宿題で、私、その回答として残念に思っているのは、まずはやはり対象法人の問題でございます。今回、特殊法人情報公開検討委員会、いわゆる塩野委員会で指定法人等も対象法人の視野に入れて検討をされてきたけれども、やはり実態の把握であるとか、理論武装であるとか、いろいろな意味で時間が間に合わなかつたんでしょうか、指定法人が入っていないんです。これは、私は残念に思っています。

というのは、過去四回にわたって特殊法人改革が言われている。特殊法人が批判にさらされると、認可法人がふえていく、認可法人が国民の注目を浴びてくると今度は指定法人がふえていくというよう、どんどんと政府の一部の機能を果たすところが外縁を広げていくという構図で、情報公開の網が間に合つていかないという構図が問題だと思っておりまして、その意味で、今回、指定法人が入らなかつたということは、また新たな宿題が残ったというふうに私は思っているわけであります。

先ほど、山村議員が空港の問題をお話しされていました。私も、このことにもすごくかかわりがあると思っていまして、例えば、新東京国際空港公团、これは特殊法人であるということで、情報公開の対象なんですね。だけれども、関空は特殊会社で、基本的には特殊会社は対象法人ではないんだけれども、建設業務だけでは対象となつている。先ほど出ていた中部国際空港は、それこそ指定法人なんです。指定法人は情報公開の対象外。だけれども、今の特殊法人改革の議論というのは、

新東京国際空港も関空も中部も一緒になつて、例えば統合して民営化とか、いろいろな話が出ていて、特殊法人改革の議論と今回、情報公開制度の整備がかみ合つていないよう思つています。して、そのことが私はとても残念に思つています。したがいまして、指定法人等の情報公開の制度化に向けても早急に調査、検討をすべきだと思いますが、いかがでございますか。大臣にお尋ねをしたいと思います。

○片山國務大臣 今、野田委員御指摘のように、指定法人の情報公開をするかということは大変大きなテーマでございましたが、ただ、指定法人といふのはいろいろあります。やつていることもいろいろなんですね。だから、それを一律にこの情報公開の対象にするかと、いうのは大変議論があつて、指定法人そのものに説明させるか、あるいはその指定法人を指定した行政機関に説明させるか、という議論もありまして、これはなかなか一律にはいかないな、もう少し実態面や理論面を通じた検討が必要じゃなかろうか、こういうことになつたわけでございまして、それはもう野田委員とつくに御承知のことだと思います。

そのためには、政府としては、昨年十二月の行政改革大綱で指定法人の情報公開のあり方の検討を行ふことを決定しまして、現在、鋭意調査、検討を進めているわけあります。これは、委員が言われましたように、まさに宿題として残つてゐることは事実でございます。

○野田(佳)委員 今の大臣の御答弁のとおり、検討されているということでござりますし、でき得ればなるべく早く法案として出てくることを願つて、次の質問といいますか、関連をするんですが、今の大臣の答弁の中にもありましたとおり、指定法人がみずから国民に直接説明責務を果たすのか、あるいはそれを指定した行政機関がその説明責務を果たすのかということです。

指定法人が情報公開の今回の制度化にまだ間に合つてないということは、当然のことながら、指定をした行政機関の側が積極的に指定法人の情

報公開に努めていくことが、今の段階では必要なんだろうというふうに思つておられます。その意味では、行政機関情報公開法で適切に対応する制度の整備がかみ合つていないよう思つています。したがって、基本的には、とかを含めて、その基本姿勢を改めてお尋ねしたいと思います。

○遠藤(和)副大臣 野田委員おっしゃるとおりでございまして、指定法人に関する行政機関が保有する情報、これは当然、現在の行政機関情報公開法に基づきまして開示請求の対象になるわけです。したがって、行政機関は、所管する指定法人に関する必要な情報を十分に把握いたしまして、これをきちっと開示請求にこたえて情報公開に努めていく、これは当然のことでございまして、そうした側面から、指定法人に対する情報が所管の行政機関から開示されるように努めたい、

法に基づきまして開示請求の対象になるわけです。したがって、行政機関は、所管する指定法人に関する必要な情報を十分に把握いたしまして、これをきちっと開示請求にこたえて情報公開に努めていく、これは当然のことでございまして、そうした側面から、指定法人に対する情報が所管の行政機関から開示されるように努めたい、このように考へていてください。

○野田(佳)委員 対象外になつたところで、これ

はまた、関空の一部を除く特殊会社があるんですね。理由を見ると、もつともらしいなということはわかるんですが、ただ、例えばJ.T.、日本たばこだと、三分の二は株式を政府が所有している。あるいはNTTも、政府が最大の株主であり、代表取締役の選任あるいは事業計画などは認可をしているというように、私は、やはりまだまだ政府の規制の強い企業だというふうに思つてあります。

そういう意味では、こういう特殊会社というのも、やはり基本的に対象に含むべきではないかったのかといふうに私は思つてますが、これについての御見解をお尋ねしたいと思います。

○坂野政府参考人 今御指摘のJ.T.あるいはNTTでございますけれども、既に御承知のことではござりますけれども、この会社は、確かにその設立手続については特殊法人に当たる、国が責任を負つて設立する手續をとつておるわけでござります。しかし、その法人そのものの形態は商法の適用を受ける法人、通常の株式会社の一つということになるわけでございますし、商法の適用を受ける株式会社として、民間の経営手法をそのまま

導入し、活用するわけでございます。また、市場からの監視、規律も受け、そういう位置づけにあるわけでございます。したがって、基本的には、こういう形態の株式会社については、通常の株式会社と同様に、市場におけるさまざまな監視等の機能の中で評価を受け、また経営について批判を受けることが最も適当であると考えております。

なお、政府がJ.T.あるいはNTTの事業活動について一定の関与を行つておる、そのこと自体は否定するわけではありませんけれども、その関与については、J.T.、NTTが政府の一部そのものである、あるいは政府諸活動そのものであるという見地からではなくて、それぞれの事業会社が行つております事業の性質に着目して関与が行われております。そのように私どもは考へておるわけでございます。

○野田(佳)委員 理屈では、商法上の適用の問題とかマーケットの監視とかといふのは、それはよくわかるのですが、株をたくさん持つておる政府の支配力、影響力といふのは間違なく存在をするわけで、そのことについてはやはりもう少し踏み込んだ検討が必要だったのではないかというふうに私は思います。

○野田(佳)委員 理屈では、商法上の適用の問題とかマーケットの監視とかといふのは、それはよくわかるのですが、株をたくさん持つておる政府の支配力、影響力といふのは間違なく存在をするわけで、そのことについてはやはりもう少し踏み込んだ検討が必要だったのではないかというふうに私は思います。

次に行きますが、特殊会社よりもある意味ではもつとわかりにくいといふのが、民間法人化された特殊法人並びに認可法人といふたぐいのものでございます。民間法人といふのは、土光臨調のところに出てきた概念、それを踏まえて出てきた法人といふことなんですが、これは一体何なのかななどご存じますけれども、この会社は、確かにその設立手続については特殊法人に当たる、国が責任を負つて設立する手續をとつておるわけでござります。しかし、その法人そのものの形態は商法の適用を受ける法人、通常の株式会社の一つといふことになるわけでございますし、商法の適用を受ける株式会社として、民間の経営手法をそのまま

導入し、活用するわけでございます。また、市場からの監視、規律も受け、そういう位置づけにあるわけでございます。したがって、基本的には、こういう形態の株式会社については、通常の株式会社と同様に、市場におけるさまざまな監視等の機能の中で評価を受け、また経営について批判を受けることが最も適当であると考えております。

なお、政府がJ.T.あるいはNTTの事業活動について一定の関与を行つておる、そのこと自体は否定するわけではありませんけれども、その関与については、J.T.、NTTが政府の一部そのものである、あるいは政府諸活動そのものであるという見地からではなくて、それぞれの事業会社が行つております事業の性質に着目して関与が行われております。そのように私どもは考へておるわけでございます。

○野田(佳)委員 理屈では、商法上の適用の問題とかマーケットの監視とかといふのは、それはよくわかるのですが、株をたくさん持つておる政府の支配力、影響力といふのは間違なく存在をするわけで、そのことについてはやはりもう少し踏み込んだ検討が必要だったのではないかといふうに私は思います。

○野田(佳)委員 理屈では、商法上の適用の問題とかマーケットの監視とかといふのは、それはよくわかるのですが、株をたくさん持つておる政府の支配力、影響力といふのは間違なく存在をするわけで、そのことについてはやはりもう少し踏み込んだ検討が必要だったのではないかといふうに私は思います。

次に行きますが、特殊会社よりもある意味ではもつとわかりにくいといふのが、民間法人化された特殊法人並びに認可法人といふたぐいのものでございます。民間法人といふのは、土光臨調のところに出てきた概念、それを踏まえて出てきた法人といふことなんですが、これは一体何なのかななどご存じますけれども、この会社は、確かにその設立手續については特殊法人に当たる、国が責任を負つて設立する手續をとつておるわけでござります。しかし、その法人そのものの形態は商法の適用を受ける法人、通常の株式会社の一つといふことになるわけでございますし、商法の適用を受ける株式会社として、民間の経営手法をそのまま

このことについて少し触れたいと思うのですが、私は、民間法人化された特殊法人並びに認可法人というのは、今回の本法案の中の情報公開の対象外となつたということは、政府の一部ではないということを認定されたと判断されたわけであります。国民に対する政府の説明責任はある人は説明責任はないということは、これはもう当然のことながら、残つてあると言わわれている設立根拠法を廃止して、例えて言うならば日本航空のよう、設立根拠法を廃止して完全民営化するか、廃止をするかというのが、私は理屈の上では筋ではないかと思うんです。

これは一般論で言つてしまふとお答えにくいと思うので、例えれば民間法人化された認可法人で、総務省の関連では郵便貯金振興会というのがあるんですが、これについて、では今の私の考え方で処理をするとするならばどうなるか、大臣にお伺いをしたいと思います。

○片山国務大臣 今御指摘のように、臨調答申で特殊法人や認可法人のものを民間法人化したんですね。それで、例えれば役員の任命権だとか出資だとかは全部やめたわけです。

ところが、そういう中で完全に設立根拠法を廃止しますと、別の公益上の不都合が出てくるのです。例えば、当該業務はどこかではやってもらいたい。最低どこかでやるということは確保したい。しかし、それは根拠法がなくなればもうやらないということになると、困るというものが出てくる。あるいは、その業務を公正中立にやることを担保する必要がある。これも根拠法がなくなるとその担保ができなくなる。こういう理由がありまして、それじゃその設立根拠法を残そうかと。委員が言われるよう、ちょっとおかしい形態であることは私は認めます。

したがいまして、今回の特殊法人等改革、公益法人等改革の一環で、それぞれの所管の省庁において、どうあるのか、それは検討してほしい、こういうことにしておりますから、これも近々に各省庁、各府省が結論を出すことになると思います。

私のところにも幾つかあります、御承知のよに、今御指摘がありました郵政振興会ですか、これはメルパルク等の管理委託を受けてやつていらるものでありますけれども、いろいろございます。これについても、実態を見て、今見直すことを考えておりますから、私どもの方も結論を急ぎたい、こう思つております。必要性は、別の公益上の必要があつてやむなく残しているというふうに御理解賜れば大変ありがたいと思います。

○野田(佳)委員 今の大臣の御答弁で、この存在についてはおかしな存在であるというふうに認識をされて、早急に結論を出すように検討を急いでいるという御答弁をいただきましたので、これはもうそれでよしとしたいというふうに思います。

それでは、NHKの問題は私もちょっと今回、この立法措置に先駆けてどういう情報公開制度をと聞こうかと思ったのですが、先ほど山村議員の方で質問をしていましたので、これは重複をしまさから、局長が答弁をする予定でございましたが、割愛をさせていただきたいというふうに思います。お許しをいただきたいと思います。

でも、せっかくNHKのお話をしましたので、特に今回の情報公開の話とは関係はしませんが、最近、NHKの、例えばデータ放送がどうのとかインターネットの配信がどうのということで、業務の拡大、肥大化を懸念する声が出てきたり、経営形態を見直す話が出てきたり、NHKに関するいろいろな議論というのが出てきているところなんですね。

全く私見なんですけれども、そのこともあるけれども、この際、今回特殊法人改革の中で、NHKも当然、これは廃止、民営化の対象として行革推進事務局からも意見が出されているわけで、それを踏まえて、私は、抜本的にNHKのあり方というのを見直すときが来ているというふうに思つてゐるのです。

情報通信と放送との融合、これはもう間違いないことにしておりますから、これから、今月末にもっと広い、ブロードバンド時代における放送のあり方、役割、分担、こういう

すが、放送法の枠で手足を縛りつけて何もさせないといふことも問題がある。かといって、ほかの民業に圧迫を加えるようなことも問題がある。だけれども、これから二十一世紀、日本が何で飯を食つていくかということを考へます。

NHKを民営化するというお考えはお考えとは決して思つていません。

そうした意味では、私は、民営化という基本的な考え方を深く検討していくべき時期が来ています。そのやり方はいろいろあると思いますが、その考えに、これは大臣の御所見を賜りたいと思います。

○片山国務大臣 我が国の放送は、御承知の通りなんですが、NHK、これは受信料収入を財源とする、それともう一つは民間放送、これは広告収入等を主とした財源とする、こういう二元体制の中で、今までお互いに競争する、切磋琢磨してやつてきた、こう思いますけれども、ここでNHKを全く民営化してしまう、こういうことはいろいろ問題があると思いますね。

例えれば、広告主の意向や視聴率にとらわれないで、大変レベルの高い、学術的な、そういう番組をつくる、あるいは山間僻地への放送の普及、維持や、少数者向けの番組の提供などですね。例えば字幕放送なんかも、民間では採算があつて、なかなかやりたがらないんですよ。NHKは率先してやつてもらつておりますから、こういう収益性の低いサービスの実施をやつてもらうとか、また、放送技術に対するいろいろな先導的な試験研究技術開発なんかも、やはりNHKにお願いせなければいかぬので、委員の御懸念のような肥大化は困りますけれども、公がやるべき仕事を担つてもう必要はあると私は思うので、そこの接点をどうするかですね。結局は。

そこで、現在、私どもの方に、一つは学識経験者による研究会をつくつておきました、公共放送のあり方について検討してもらつております。それから、今月末にもっと広い、ブロードバンド時代における放送のあり方、役割、分担、こういう

ものについて幅広い、三十何人かの委員さんに御議論を賜ろうという懇談会も考えておりまして、そういう中で、公共放送のあり方、NHKのあり方、これについては私は御検討を賜りうると思つております。

NHKを民営化するというお考えはお考えとして承りましたけれども、私は、なかなか今そういうことはならないのではないかと考えております。

○野田(佳)委員 このことでは本当にもうと議論したいのですが、実は、今回の情報公開からは横道に外れた話なのでさらには言いません。ちょうどここに質問項目がありますので、次に行きます。

今回の情報公開の制度化で、例えれば日本道路公団であるとか都市基盤整備公団などは本当に数多くのファミリー企業を抱えていて、例えれば日本道路公団などは、そのファミリー企業が随意契約で仕事をとっているというのがほとんどです。一般競争入札なんというのは1%ぐらいというような状況の中で、こういう法人のかかわつていてる法人の出資があった場合にはそうやれるけれども、お互いに株式を持ち合つていて、だけれども完全にその公団の支配下にあるというのではなく、それができるのか。子会社とか関連会社というの、公団の出資があつた場合にはそうやれるけれども、お互いに株式を持ち合つていて、だけれども情報公開で光を当てることができるのかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○坂野政府参考人 今御指摘のファミリー企業の範囲と、いうものをどう考えるかということが具体的にはちょっとあるかと思いますけれども、少なくとも、まず、公団本体がみずから出資をしたり、あるいは業務の関係があつてその公団自体が情報を保有しておる、そういう情報について情報公開の請求があればまさに公団が保有する情報についての開示請求としてこれにこたえるという仕組みになるのは当然のことだと考えております。

さらに加えまして、この今回御提案しております法案の中では、請求を受けるまでもなく法人自

体が積極的に情報を提供する、そういう仕組みを導入することとしておるわけでございます。その是が「青版」の中、「子会社・関連会社等の情報

○山国務大臣 思いりますけれども、総務大臣の御所見をお伺いします。

たが、ことしの八月に、閣議において、私から各閣僚に対しまして、この法案の成立を待つまでもなく青報は其をやつてしまへ、今インターネット

地方共同法人化というような議論もあるようであります。これは具体的にはどういう組織になるのか。公営企業金融公庫の場合は、低利の資金を円

滑に調達し、そして政府保証にかかる仕組み、これが基本的にはあるんですが、これはどういうふうに担保していくのか、ちょっと基本設計みたい

○野田(佳)委員 考えであります。では、引き続いて総務省所管の特殊法人のお話をしたいと思いますが、簡易保険福祉事業団、これは廃止となつて、そして必要な業務に限定して二〇〇三年からスタートする郵便

公社に移行するということなんですが、どんな業務が移行し、どんな業務がなくなっていく方向なのか、お尋ねをしたいと思います。

○松井政府参考人 お答え申し上げます。

簡易保険福祉事業団のあり方につきましては、

先般、郵政公社化に伴いまして、この事業團を廢止して、必要な機能に限定して公社に移行する方向で検討をせよということで総務大臣から私どもに指示がございまして、今検討しているところでございます。

事業団で現在やつております事業と申しますのは、郵貯、簡保の資金運用事業、加入者福祉施設の設置、運営事業、それから土地高度利用事業でございます。

このうち、郵貯、簡保の資金運用事業につきましては、資金のより効率的な運用を図る観点から、公土の制度設計にあわせて公土に移行する方向で

公社の制度言語における公私に利害ある問題を考慮しております。それから、加入者福祉施設の設置、運営事業につきましては、郵政事業のより効率的な運営に適切な加入者サービスの提供という立場

率的な運営と適切な人材配置の実現にむけた観点から、不採算施設の統廃合、組織定員の徹底したスリム化等の抜本的改革を行うとともに、

公社の制度設計にあわせて公社に移行する方向で考えております。それから、土地高度利用事業でござる三ツ、二つは二種類の都合で、

事業特別会計が廃止されることに伴いまして、業務自体を廃止する方向でそれぞれ検討しているところですが、これに土地を貸し付けていた垂水区

ところでございます。
いずれにいたしましても、事業団のあり方につきましては、特殊法人等改革の議論を踏まえつつ、総務大臣が主宰しております郵政事業の公社化に

特殊法人、認可法人等についての整理合理化計画をつくる、こういう太事な改革を議論するときには、國民にとっては判断材料がない。國民だけではなくて、その仕事をしようとしている行革推進事務局も情報入手に困っていて、その壁に当たっているというふうに聞くわけであります。

私は、今、局長の答弁で出てきた、積極的にそれぞれの法人が情報公開に努めるというのは、この法案が成立するとか成立しない以前に今の時刻に必要だと思っていまして、その意味では今回の宿題が提出が少し遅くなってしまったのは残念ですが、やはり気持ちの問題で、どんどん前倒していくと、も特殊法人情報公開検討委員会が示した開示事項、こういうものについては事前にどんどん前倒しで公表できるものはしていくといふことを総務省として奨励すべきであるというふうに

次に、政府系金融機関。今回の特殊法人改革の中では、最近、言つてみれば、狂牛病だとかテロの問題だとかマイカルだとか、政府系金融機関の存在感が増してきて、余り、改革の切り込みが弱いんですが、私は、基本的にはやはりタブー視せずに議論をしていくべきだと思うんです。住宅金融公庫だけが出ていますけれども、私はその他の政府系金融機関についてもやはりさまざまな改善の余地というのがあると思っていまして、その中で、総務省所管の公営企業金融公庫、ほかの政府系金融機関と比べて、地方公営企業などへの融資などですから、実務的には随分違つかなかもしれません、この公営企業金融公庫についてのお尋ねをしたいと思います。

これは少し先走っているのかもしれません、が、

業金融公庫の貸付基準の新設あるいは米禾丸事件見直しを指示しています。それに対し総務省は、基本的には措置予定なしという回答なんですが、これについての理由をお尋ねしたいと思います。

○香山政府参考人 先ほどお答え申し上げましたように、公庫は、公共料金の抑制といったことで、長期、低利の資金を供給するという役割を担つております。従いまして、こういう役割は今後とも引き続き維持する必要があるというふうに私ども考えております。その場合に、資金の量とか金利水準といつたものは、地方団体のニーズ、市場の動向等に応じて決める必要がますござります。

それからまた、この公庫に対しましては、国費が一切投入されておりません。そのようなこともありまして、直ちに今、形の見えるような形での措置は約束できないということです。

公社の制度設計にあわせて公社に移行する方向で
考えております。それから、加入者福祉施設の設
置、運営事業につきましては、郵政事業のより効
率的な運営と適切な加入者サービスの提供という
観点から、不採算施設の統廃合、組織、定員の徹
底したスリム化等の抜本的改革を行ふとともに、
公社の制度設計にあわせて公社に移行する方向で
考えております。それから、土地高度利用事業で
ございますが、これは土地を貸し付けている郵政
事業特別会計が廃止されることに伴いまして、業
務自体を廃止する方向でそれぞれ検討していると
ころでございます。

いずれにいたしましても、事業団のあり方につ
きましては、特殊法人等改革の議論を踏まえつつ
総務大臣が主宰しております郵政事業の公社化に
ついては、資金のより効率的な運用による節約を

関する研究会でも御審議をいただいて、検討を進めてまいりたいと考えておるところでございま

○野田(佳)委員 情報公開の話から特殊法人改革の関連の話に移つてしまいまして恐縮なんだけれども、この特殊法人改革というのは、世界一貯蓄性向の高い国民の郵貯とか簡保であるとか年金、それがある意味では世界一無責任に放漫に使つてきたというのが根本的な構図だと私は思つております。これはもう当然改革の大なたを振るつていかなければならぬと思うわけですが、今の簡保の問題も含めまして、特殊法人改革に向けての総務大臣の御決意を最後に聞いて、私は質問を終わりたいと思います。

思っております。現在、総理を本部長にしました特殊法人等改革推進本部というのができまして、私も革新担当大臣、官房長官、財務大臣とともに副本部長を命ぜられております。そこでいろいろな段取りや進め方を今議論いたしておりますが、やはり、戦後今まで続けてきた特殊法人のあり方を二十一世紀になつたこの機会に改めて国民の視点から見直すということは大変必要なことだ、私もこう考えておりますので、一生懸命やっていきたいと思います。

○御法川委員長 次に、若松謙維君。
○若松委員 公明党の若松謙維です。
先ほど野田議員から指定法人の情報公開についての質問がございましたが、私も同じ観点からまず大臣に質問させていただきます。

この指定法人は今回の情報公開法には対象になつておりませんが、特に事例をいいますと、試験、登録事務を行う指定法人として厚生労働省所管の財團法人社会福祉振興・試験センター、また業界団体の指導、苦情処理等事務を行なう指定法人、これは国土交通省所管の社団法人日本建築士事務所協会連合会、今二者がどうのこうのというわけ

じゃないんですが、これはほとんど補助金、またはその立場でいわゆる独占的な作業をやっている

つきまして、本来この法律はことしの通常国会で通る予定だつたんですが、総務委員会の法案が過ぎるということもありまして今議論になつたわけですが、ことしの三月にも我が党として、指定法人についても、法律の対象に含めないものの、総務省としてはやはり何らかの対応をすべきではないか、そう政府側に申し入れた経緯もあり、今回この法律案の審議に際して附帯決議を提案させていただきました。

そんな事情も含めまして、改めて大臣に、この指定法人の情報公開についての取り組み、特に何も、それも含めて、どんな状況に今なつて、今後

○片山国務大臣　先ほどもお答えいたしましたが、指定法人というものの態様が千差万別、いろいろあるということが一つのネットになりますて、もう少し実態面をきちっと把握してから、それともう一つは理論的な詰めをしてから、こういうことになつて残つたものでございまして、これも先ほど申し上げましたが、昨年末の行政改革大綱において、この指定法人の情報公開のあり方を検討しよう、急いで調査・検討してくれ、こうい

て鋭意調査研究をいたしております。特にこの問題は、行政委託型公益法人の改革というのも今回の改革の大きなテーマになっておりますが、これとかなりダブります。行政委託型公益法人と指定法人はかなりダブりますので、この公益法人等の改革の動向も十分踏まえる必要がある。こう考えておりまして、できるだけ速やかにその調査結果の結論を待ちたい。方向として、前向きに取り組もう。こう思っております。

すか、事務方でも結構ですの
○坂野政府参考人 研究会は

始をいたしておりまして、主に行政学あるいは経営その他の造詣の深い先生方が集まつておるわけでございます。事務局は、私どもと、それから、そういうところの研究員だいて、私ども現在進めています。

○若松委員 後でそれにちょ
すが、二番目の質問として、報公開制度ができるわけですか

第三者チェックの観点がしつこい情報公開になってしまふ。そういう観点から、この情報はどうチェックされるのか、どう確保するのか、その点から見て、御説明願います。

○新藤大臣政務官 委員仰せられて、大変重要な、これがいよいよ開示請求権制度をつくるの

そして、この場合には、当いて第三者的立場から客観的にこういうことが大事である。これは委員の先生方に、イン、とになつておりますが、文書それらの文書を分類、整理されテックスについても提示請求の内部に入つていけるような的な審議、評価をできるようます。そして、独立した事務は二十人ぐらいでございますとともに委員の先生が九名、総

専門性の高い方々にお願いをするということになつてゐるわけでござります。

今回の独立法人等の情報公開法は、行政機關情報公開法、既にもうこの四月から施行されておりますが、これにおける情報公開審査会に独立法の方も同じ役目を与えようということで考えておりまして、今回、今まで九人の委員でございましたが、これを十二名に増員をさせていただいて、うち勤務の先生も三人から四人に、本法でそのようなことをやさせていただきたいというふうに思つておなりまして、御指摘のような第三者的な客観的、厳格な評価、審査ができるように努めてまいりたいこのように存じます。

たすと思うのですが、何といつても、国民にどつてて、
てこの情報公開でやはり関心があるのは、税金が
どのように使われているのか、そういう観点か
らだと思うんですね。そうしますと、国民が求め
る、また多く使われるだろう情報は財務情報だと
思うんですね。

そういう意味で、独立行政法人及び特殊法人に
ついて、財務情報をチエックする、いわゆる監査
というのですか、この制度がやはり充実しないとい
結局意味のないものになってしまうのかなと思う
んですが、今、特に特殊法人、独立行政法人の外

○坂野政府参考人 外部監査の導入についてのお尋ねであると存じますが、独立行政法人を制度化いたしましたときに、独立行政法人については、一定の資本金規模以上の法人については外部監査の導入を義務づけるという形にいたしたわけですが、具体的にその資本金規模は政令で定めることにいたしました、資本金規模百億円以上の独立行政法人についてはそのようにいたしたということをございます。

それから、特殊法人でございますが、特殊法人でございます。

については、一般的にこのような法律上の義務づけはございません。政府の方針として、大規模な事業を行う法人については外部監査の導入を積極的に進めるという方針をとつておりまして、逐次、法人ごとにその導入を進めつつある状況と私ども認識しておりますが、まだ広範に外部監査の導入が広がっている現状にはないと思っております。

今般、特殊法人等改革の中でも、この特殊法人に関する外部からのいろいろな監査、評価の機能についても、積極的にこれを導入するという視点も入って検討が進められておると思いますので、その動向も踏まえながら、政府全体として、必要があればまた適切な対応をとりたいと考えております。

○若松委員 片山大臣にお伺いしたいのですけれども、独立行政法人、特殊法人、この情報公開の内容で、財務情報的重要性というものは御認識をどのようにお持ちですか。特に、先ほど言ったようなわざる外部監査のチェックを受けるとか、そういう観点からどのような御理解をされていますか。

○片山国務大臣 私も外部監査の必要性といふのは十分認識しておりますけれども、今回の通則法は、今答弁がありましたように、資本金の特に大きいものについて会計監査人による監査の義務づけを行っている。若松委員、こういうところからやつてみまして、状況を見ていくといふことも必要ではないかと思います。

余談になりますけれども、私は、地方団体における内部監査だけではだめだと、うことを強く主張いたしまして外部監査制度を導入した経緯もありまして、その結果、かなり成果が上がっている、こう思つておりますから、この関係についても引き続き検討課題にさせていただきたい、こういうふうに思います。

○若松委員 済みません、ちょっと私の質問の趣旨がよく伝わらなかつたので、いずれにしても、今回的情報公開における財務情報の占める位置は

大きいという御認識を大臣はお持ちだということでおろしいですね。(片山国務大臣「はい」と呼ぶ)はい、わかりました。

そこで、では坂野局長にお伺いしますが、特に独立行政法人、政令で資本金百億円以上となつた

その根拠を教えてもらいたいのです。商法の大会社ですと資本金が五億円以上ということなんですが、なぜ百億円以上なのか、なぜ五十億円以上ではいけないのか、その点についてお願ひします。

○坂野政府参考人 今御指摘のように、商法の特例法では資本金五億円以上、この考え方は、運営規模が五十億円以上の株式会社ということで資本金五億円になつておるわけでございますけれども、独立行政法人については、民間の株式会社と事業規模、資本金の関係が同じという関係ではございません。それの業務の特性、法人の性格、そ

ういうことについてそれなりの実態に即した検討を行つて必要があると当時考えたものと私ども聞いておるわけでございます。

そこで、民間会社で運営規模が五十億円以上、そういう規模を念頭に置きながら、その規模に相当する資本金規模、これは株式会社の資本金とはかなり性格の違つ資本金でございますが、そういうものを実態に即して調べて基準を引いたところ、百億円という線が適当であろうと当時判断をされ、この通則法の制定にあわせて政令で定められたものと私ども承知をしておるわけでございます。

○若松委員 引き続き局長にお伺いしたいのです

が、例えば商法ですと資本金五億円以上で大会社とすることですけれども、これは、株主にとっては五億円投資するからわゆる五億円の有限責任という範囲です。では、國民から見て、百億円、この出資金はやはり税金から来るわけですけれども、株主の五億円、そして税金の百億円、これはなぜイコールなんですか。私はちょっと理屈が納得できないのですけれども、納得のいく説明をしてください。

○坂野政府参考人 ただいま私、当時これを検討しました組織から詳細なデータ等を入手いたしました。事業規模から資本金を想定すると百億円以上といふふうになつた、私どもそういうふうに承知をしておるということでございますが、必要があれば、なお後日いろいろ資料を調べまして、また御説明もさせていただきたいと思っております。

○若松委員 いずれにしても、はつきり言えることは、やはり民に対しでは非常に法律が厳しいのですよ、官に対する甘い、これは明確じゃないですか。大臣、どうでしょうか。聞いていらっしゃいましたか。済みませんね、いきなり振っちゃつて。

○片山国務大臣 先ほども申し上げましたが、この百億円が何で百億円かというと、今、独立行政法人の政府からの現物出資に係る評価の額を見ていますと、大体百億円で重立つたものは全部入っていますね。そういう意味では、具体的の判断として、とりあえずこのくらいでということになったのではないかと思いますが、先ほども答弁しましたように、今後これをどうするかについては引き続いての検討課題にさせていただきたい。今、局长も言いましたように、いろいろな資料をまた提出させていただきますし、説明させていただきました。

○若松委員 引き続き局長にお伺いしたいのです

が、これが法的な義務はないということなので、とりあえず会計検査院が近いものをやつてているというふうに思いますが、この実施状況を簡潔に御説明いただけますか。

○重松会計検査院当局者 お答えいたします。

会計検査院は、会計検査院法二十条の規定によりまして、検査対象機関の会計に関しまして、正確性、合規制、さらには経済性、効率性、有効性等の観点から検査を行うこととされておりまして、特殊法人等の政府出資法人等についても同様でございます。

この独立行政法人の事業、性質にふさわしく、事業規模から資本金を想定すると百億円以上といふふうになつた、私どもそういうふうに承知をしておるということでございますが、必要があれば、

お後日いろいろ資料を調べまして、また御説明もさせていただきたいと思っております。

○若松委員 いずれにしても、はつきり言えることは、やはり民に対しでは非常に法律が厳しいのですよ、官に対する甘い、これは明確じゃないですか。大臣、どうでしょうか。聞いていらっしゃいましたか。済みませんね、いきなり振っちゃつて。

○片山国務大臣 先ほども申し上げましたが、この百億円が何で百億円かというと、今、独立行政法人の政府からの現物出資に係る評価の額を見ていますと、大体百億円で重立つたものは全部入っていますね。そういう意味では、具体的の判断として、とりあえずこのくらいでということになったのではないかと思いますが、先ほども答弁しましたように、今後これをどうするかについては引き続いての検討課題にさせていただきたい。今、局长も言いましたように、いろいろな資料をまた提出させていただきますし、説明させていただきました。

○若松委員 引き続き局長にお伺いしたいのです

が、これが法的な義務はないということなので、とりあえず会計検査院が近いものをやつてているというふうに思いますが、この実施状況を簡潔に御説明いただけますか。

○重松会計検査院当局者 私どもの検査対象は民間企業と違うということでございます。私ども、

検査の結果については国会の審議の対象となつておまりまして、そういう意味では、国会、ひいては国民に責任を持つて検査をしているということでございます。

○若松委員 では、それはいわゆる財務諸表監査とか公認会計士監査とは違つんで、一緒になんですか。かつ、会計検査院の、先ほどのいわゆる財務諸表の検査、確認につきまして、では、例えば資産については、通常の会計士監査ですと、本当に資産としての実在性があるか、例えば債権評価も行つし、棚卸しも行う。そういう実在性を行つているのかどうか。また、負債であれば、本当に簿外負債がないか、そういう網羅性もちゃんとチェックしているかどうか。それについてちゃんとしているという意思表示ができますか。

○重松会計検査院当局者 私ども、公認会計士監査の内容についてはつまびらかにしておりませんけれども、対象が、公認会計士監査は基本的に民間企業、私どもは国または国の政策目的に沿つて設立された団体等の検査ということで、おのずとその目的が違う、あるいはそのため手法が異なるくることがあります。そういうことで、例えれば、例えば委員御指摘のような簿外資産ということは、手法等は異なりますけれども、私どもとしては、そういうことがあってはならないということです。

○若松委員 ちょっと会計検査院、私もずっと質問していくなかつたので、この間変わつていないですね。アメリカですとGAOがありまして、アメリカの政府並びに日本で言う特殊法人とかそういう準政府機関を連結して、それぞれ各省並びに準政府機関はみんな外部の監査、会計士監査を受けて、それを積み上げて、GAOとして、適正だとか不適正とか限定意見だという形でしておきます。それだけGAOはその監査結果に対して、監査報告に対しても、責任を持っているのですね。ところが、そういった観点からの今のお話じやないですね、どう考へても。ただやっている、やつ

ていると。だから、それをやつてから拡大適用して信用してくれることであつて、私はそんなことを言つても余り意味がないと思うんです。だから、私は、これは大臣、副大臣、政務官、どなたでも結構ですが、はつきり言つて、やはり会計検査院というのは、別にかばうわけでもないのですけれども、所掌事務に従つたことだけであります。だから、ちょっと重松さんの表現は適切ではないのですよ。要は、見ていないところもある。先ほどの資産の実在性、負債の網羅性等も実はやつてないのですよ。そういうところも何かやつているような表現をしているんですけども、いずれにしても会計検査院には限界があります。それは、本當はつきり言つてもらわればいいのだけれども、ちゃんと親切に言つてあるんだけれども、言わないのですね。だけれども、では本当に、先ほどのGAOの監査報告みたいな、検査報告書に對して責任を持つかどうか。それは検査していないから知りませんと言えないんですよ、そういう答弁をしていると。

ですから、これはこれで言いませんが、いずれにしても特殊法人については、会計検査院の検査には限界がありますので、いわゆる独立行政法人と同じように民間並みに、民間規模並みに外部監査の義務化を導入すべきだと思ふんですが、それについていかがでしょうか。

○新藤大臣政務官 私の認識では、会計監査による監査の対象は、民間並みに独立行政法人も行なわれている、それが今の基準だと認識しております。

それはなぜならば、運営規模が、先ほど先生五億円以上の株式会社について監査を義務づけています。これは、民間の、資本金と売上高の割合がおおむね一対十、こういう前提に立つて、資本金が五億円であれば運営規模は五十億以上の株式会社を会計監査人による監査の対象としている。同じ割合で言うと、合法の場合は資本金と運営規模がおおむね二対一の規模というふうに分けられて

おりまして、その範囲で、民間の運営規模五十億の株式会社というのは、これは独法においては、運営規模五十億以上の独法ということは資本金が百億以上になるということで、民間並みの基準で今設定しているんだと。ただ、今後のことについてはさらに検討しなきゃいかぬ、こういうことだと思います。

○若松委員 いずれにしても、私自身はさつきの、民間が五億でそちらが百億というのを納得しておません。ですから、引き続き検討していただきたい。

あわせて、特に、情報公開審査会の委員、九名から十二名にされるということですけれども、結局、先ほどの、情報公開の中で財務情報というのは極めて重要なんですね。ですから、私は会計士だから利益誘導するわけじゃないのですけれども、弁護士が一人、あと行政学者が多いわけですけれども、日本の行政学者というのは情報公開を前提とした行政学者じゃないので、いわゆる身内の業務効率とか業績評価、そいつた形で、発想的にはまだまだおくれていると思います。そういう方で固めないで、少なくともそういう財務に明るい専門家もやはり入れるべきだと思うんです。それについてはいかがですか。

○新藤大臣政務官 これは先生、トータルで、御趣旨も踏まえて検討しなきゃいけない問題ではなかなか、このように思います。

○若松委員 ゼヒヨろしくお願ひいたします。

それでは、残り五分なので、三番目の質問に移らせていただきますが、ちょうどことしの六月に、「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」という報告書が出ました。これは、特殊法人に対するいわゆる財務諸表作成、そして行政コスト開示の一つの、何ですか、本當は会計基準と言えばいいのだけれども言つていな。ところが、昭和六十二年には、同じく、特殊法人の会計処理基準があります。これはダブルスタンダードなんですね。同じ特殊法人を、二つの基準があつて、それぞれ報告している。報告する

のは、目的が違うからいいのですけれども、では、それぞれ二つの報告書のいわゆるリコンシレーション、調整というか、何が違うのかはつきりつからない、意味のない数字だと思うんです。ですから、私は、結論を先に言いますと、昭和六十二年の特殊法人の会計基準とこの報告書これをやはり一つにして、シングルスタンダードにして、かつ、これは会計基準とする、基準にしなければいけません。

この報告書というのは、これは英語で何と言いますかね。決算書をつくるには必ず、例えば訳す場合には、何々の基準に基づいてつくりましたと。これは、何々の報告書に基づいて、いわゆるガイドラインですよね、何々のガイドラインに基づいてつくりましたと言つたら、海外の人は信用しませんよ。

ですから、これほどなたが答弁されるわかりませんが、結論を申し上げますと、その六十二年の特殊法人会計基準、さらにことしの六月の報告書、これを一つにして、しっかりと会計基準として認知していただきたい、そのための改善、工夫をしていただきたいのですが大臣はどうですか。ちよつとあれですかね。任せます。

○牧野政府参考人 お答えいたします。

今お尋ねがございました特殊法人等会計処理基準、これは昭和六十二年の作成でございますが、これは、特殊法人等の予算統制、それから各法人の業務の実施状況の把握、こういったことを目的としてつくつていてるのでございます。

他方、今おつしやいました行政コスト計算書類でございますが、これは、各種特殊法人等がみずからその財政に係る透明性の向上を図り、それぞれ説明責任を果たすという観点から、財政制度審議会公企業会計小委員会がまとめました、委員もおつしやいました行政コスト計算書作成指針といふものに従つて、各法人が民間企業として活動を行つてはいるとの仮定を置いた場合にどういう財務諸表になるかということを計算したものでござい

にそのものであるということから、国の行政機関の情報公開法制についてまず御検討をいただきまして、その結果に基づいて御提案をさせていただいだというところでございます。そこで、その検討の過程で、ただいま御指摘のとおり、特殊法人等について、これを政府の一部とみなすべきではないかという見点から、御論議をなさつたところござります。

一口に特殊法人等という概念でくられるものの中には、さまざま、経営主体としての法的性格、業務の性質あるいは国との関係というのが多様でございまして、そういうものについてきちんととした実態的、理論的な検討を踏まえないと、法律の制度としてはきっちりとした法案として提出ができるないという判断から、きちんとした検討をする、そういう宿題を当時いただき、国会でもその旨御報告をさせていただいたという経過の中で、国会で特殊法人等について法律案を二年以内に提出をせよという御修正をいただいて、その指示に従つて出した、まさにそういう経過として私ども理解をしておりますし、また、そのように御理解をいただきたいと思っております。

と、三人追加するだけで万全の体制と言えるのか、これはちよつと懸念があります。また、例えば、あわせて事務局体制の充実等により、情報公開審査会がその役割を十分に果たすことができるようにならないと、情報公開制度に対する国民の期待にこたえられないのではないかとも思つております。

○インカメラ審査の実施状況なども含めて、この四月からスタートしている審査会における事業の処理状況及び審査会において万全の体制が確保されているかについて、これも先ほど質疑がありましたけれども、改めて内閣府の情報公開審査会事務局長にお伺いいたしたいと思います。

○松村政府参考人 お答えいたします。

審査会における事業の処理状況についてお尋ねでございますけれども、十月末時点で、審査会に対する諸問件数は百七十二件、答申件数は二十三件となっております。私どもに諸問がまとまった形で来るようになりましたのはこの七月からでございまして、七月末までに諸問された五十六件について申し上げますと、約半数の二十二件が答申済みとなつております。

また、開示請求の対象となつた文書を実際に見聞して開示 不開示の是非を判断する、いわゆる

処理に従事いたしております。また、独立行政法人等情報公開法の施行後の体制についてお尋ねでござりますけれども、独立行政法人等については、研究、融資、公共事業等、さまざまな活動を行っております。また、今回対象となる法人も百四十五と多いことから、これに応対する新たな部会を設置する、そのため、三名の委員の増員が必要と判断されたものと承知いたしております。また、この新設される部会の事務を補佐するため、現在、事務局職員二十三名おりますけれども、さらに来年度の予算要求の中で増員を要求し、その充実を図っていただきたいというふうに考えております。

○黄川田委員 お話を伺いますと、施行半年間の審査終了件数は百七十二の諸問のうち、二十三件でありますか。少数の委員による審査のおくれといいますか、そういうものは否めないというような感じがするわけでありますけれども、省庁側は半年間に約九百件の不服申し立てを受けていながら、審査会に諮問したのは一七%だけではないかと思つております。

審査会は訴訟よりも簡単に開示、不開示の結論が得られるということで、そこに存在理由があると私は思つております。審査のおくれを放置され

審査会は諮詢よりも簡単に開示 不開示の統論
が得られるということで、そこに存在理由がある
と私は思つております。審査のおくれを放置され
ば、審査会に対する不信が生まれます。その不信
の払拭のために、万全の体制をよろしくお願ひい
たしたいと思います。

それでは次に、この法案の対象となる法人の範
囲の問題に移りたいと思つております。

対象外とされている法人の一つに、NHKがあります。先ほども議論されたばかりでありますけれども、「H」によって、「I」と「J」によると、

申し立てがあつた場合には、情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して開示、不開示の判断をしなければならないこととなっております。また、情報公開審査会は、不開示とする理由となる情報が行政文書に現実に記載されているかなどを判断するため、その行政文書を実際に見聞する権限が与えられております。このような点においても、情報公開審査会は、行政機関の行った開示、不開示の判断が適切に行われるために、情報公開制度においてそのかなめというべき重要な役割を担っております。

また、開示請求の対象となつた文書を実際に見聞して開示・不開示の是非を判断する、いわゆるインカムラ審理につきましては、審査会におきましても大変重要なものと考えられておりまして、これまで、六十の事案について既にインカムラ審理が行われているところでございます。引き続き、文書の不存在などインカムラ審理が適当でないものを除いて、積極的にインカムラ審理が行われるものと承知いたしております。

次に、現在の審査会の審査体制についてでござりますけれども、審査会では九名の委員がそれぞれ三名ずつに分かれまして、三つの部会を構成いたしております。その部会それぞれ、毎週一回開催いたしまして諸問事件の処理に当たるほか、九名の委員のうちの三名の常勤委員が情報公開法第三十条の指名委員といたしまして諸問序や不服申立人の意見を聴取するなど、日常的に諸問事件の

が得られるということで、そこに存在理由があると私は思っております。審査のおくれを放置すれば、審査会に対する不信が生まれます。その不信の払拭のために、万全の体制をよろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは次に、この法案の対象となる法人の範囲の問題に移りたいと思っております。

対象外とされている法人の一つに、NHKがあります。先ほども議論されたばかりでありますけれども、言うまでもなく、NHKは法律に基づいて国民のはとんどから受信料を徴収しており、その公共性は極めて高いと考えるのが常識であります。また、NHK独自の情報公開がスタートしたわけでありますけれども、法のもとに他律的に行なうのでないと、どうしても自分に甘くなってしまふのではないしょうか。他の特殊法人と同様に、この法案のもとで情報公開をした方が国民にとって

りません。私からすれば、聖域化といいますか、そういうものにされているのではないかと思われるところがあります。いずれ、独自の基準に基づき七月一日から情報公開を始めたということありますので、しっかりととした対応を求めておきたいたいと思います。

それでは次に、地方公共団体の情報公開について考えてみたいと思っております。さきに申し上げましたとおり、行政機関の情報公開については、都道府県レベルでは、神奈川県において昭和五十七年に初めて情報公開条例が制定されたのを皮切りに、平成十年六月までにすべての都道府県において情報公開条例が制定されております。国の情報公開法が制定されたのは平成十一年五月でありますから、この情報公開については、国よりも地方公共団体が先行していると思います。

しかしながら、地方公共団体が出資している団

卷之三

にそのものであるということから、国の行政機関の情報公開法制についてまず御検討をいただきて、その結果に基づいて御提案をさせていただいだというところでござります。そこで、その検討のと、二人追加するだけで万全の体制と言えるのか、これはちょっと懸念があります。また、例えば、あわせて事務局体制の充実等により、情報公開審査会がその役割を十分に果たすことができるようになります。

処理に従事いたしております。

また、独立行政法人等情報公開法の施行後の体制についてお尋ねでございますけれども、独立行政法人等については、研究、融資、公共事業等、

ではわかりやすいと私は思っております。

そこで、私はNHKをこの法律の対象とすべきであると考えておりますけれども、遠藤副大臣の所見を改めてお伺いいたしたいと 思います。

過程で、ただいま御指摘のとおり、特殊法人等について、これを政府の一部とみなすべきではないかという観点からの御論議もあつたわけでござります。にしないと、情報公開制度に対する国民の期待にこたえられないかとも思つております。 インカメラ審査の実施状況なども含めて、この象となる法人も百四十五と多いことから、これに 対応する新たな部会を設置する、そのためには、三名の委員の増員が必要と判断されたものと承知い ざまざまな活動を行つております。また、今回対象となる法人も百四十五と多いことから、これに 対応する新たな部会を設置する、そのためには、三名の委員の増員が必要と判断されたものと承知い ○遠藤(和)副大臣 NHKは国営放送ではなくて 公共放送をしているわけでございます。その趣旨は、政府の諸活動としての放送を行わせるために 設立した法人ではない、こういうことでございま

体の情報公開については、難しい問題がさまざま横たわっています。例えば、私の地元の岩手県の場合、情報公開条例について平成十年に見直しを行った際、県が二分の一以上出資する法人は条例に準じて開示請求に応じ、四分の一以上出資する法人は財務諸表等の公表の義務づけを、おのおの要綱として新たに定め、積極的な情報公開に努めておるところあります。

本法案は独立行政法人等を対象とするものでありまして、地方公共団体の出資している団体の情報公開はこれまた一応別の話でありますけれども、特殊法人情報公開検討委員会の検討過程において、地方公共団体にとって参考になる議論が多かつたと聞いております。そこで、具体的にそれはどのようなものであつたか、総務省にお伺いいたしたいと思います。

○坂野政府参考人 検討委員会では、御指摘の問題についてそれぞれ所管省からヒアリングが行われたと承知をいたしております。そのヒアリングの際、それぞれの所管庁から、地方自治法上あるいは各公社の根拠法上、各公社を対象にした情報公開制度を設けることについては法令に違反するものではない、そういうお答えがこの席上行われ、この検討委員会もそれを了とされて、自治法上、各公社の設立法上禁じられていないので、これは条例をもつて措置し得るし、また措置することが適當なものと判断されたと承知をいたしております。

○黄川田委員 それでは、行政機関の情報公開法でも、また今回の法案においても、開示請求がなされた行政文書は原則として開示される仕組みとなつておりますけれども、他方、個人のプライバシーに関する情報や国家機密に関するような情報など、公開することが適當でない情報があります。どのような情報を公開し、どのような情報を公開しないかとすることは、この情報公開制度の根幹本法案第五条では、不開示情報として、個人に関する情報、法人等に関する情報、審議、検討等

に関する情報、行政機関の事務事業に関する情報の四分野を定めています。行政機関の情報公開法では、さらに、国の安全、外交に関する情報及び公共の安全、秩序維持に関する情報の二分野を規定しております。

そこで、独立行政法人や特殊法人でも、国の安全や公共の安全等に係る業務を遂行していると考へられるところもありますが、本法案ではこの二分野の不開示情報を規定していないのは整合性に欠ける部分もあると思っておるんですが、その見解はどのようなものでしょうか。

○坂野政府参考人 ただいま御指摘の、国の安全あるいは公共の安全等にかかる情報のカテゴリーについての規定ぶりの問題だと思っております。

国 の 行 政 機 関 の 情 告 公 開 に 関 す る 法 律 に あ つ て は 、 こ の よ う な 情 告 に つ い て は 、 例 え ば 国 際 機 関 と の 交 渉 上 、 あ る い は 他 国 と の 信 賴 関 係 そ の 他 、 そ う い う 觀 点 か ら し て 不 利 益 を こ う む る お そ が い あ 有 さ る と 行 政 機 関 の 長 が 認 め る こ と に つ き 相 当 の 理 由 が あ 有 、 そ う い う カ テ ゴ リ ー と し て 国 の 行 政 機 関 の 情 告 公 開 法 は 表 現 を し て お る わ け で ご ざ い ま す。

今 回 御 提 案 を さ せ て い た だ い て い ま す 法 律 案 で は 、 こ の よ う に 、 行 政 機 関 の 長 が 相 当 と 認 め る こ と に つ き 相 当 の 理 由 が あ 有 と し て お り ま す。

○坂野政府参考人 企業会計制度を取り入れた財務諸表、関連会社の情報、天下り情報などを開示するよう求めてい

上げておられます特殊法人等に係る情報公開法、ともに認識をし、必要な規定を置いておると考えておるわけでございます。

○黄川田委員 それでは、時間も経過してきておりましたので、次に特殊法人の情報公開についてお伺いいたしたいと思います。

御案内とのおり、特殊法人等の情報公開は、行政改革推進本部のもとに設置された特殊法人情報諸表等の作成公開推進法があり、特殊法人がみずから情報提供する制度でありますけれども、今回情報の開示請求にかかる法案とも密接に関連しております。すなわち、形式的に今でも特殊法人は財務諸表の公開が義務づけられており、主務大臣は、予算や事業計画を認可し、業務を監督することになつております。

しかしながら、実態は、主務官庁の監督が甘いこともあります、特殊法人の運営の透明度は低く、財務諸表は経営の実態的確に反映していないよう思えるわけであります。したがつて、特殊法人改革上からも、当法案の早い成立が望まれることであります。

また一方、同検討委員会は、特殊法人に、最新の企業会計制度を取り入れた財務諸表、関連会社の情報、天下り情報などを開示するよう求めてい

るところ耳にしております。

そこで、年内にまとまる予定の特殊法人改革案の議論に、本法案の施行が間に合わないこともありますので、同検討委員会が提示した開示事項を各特殊法人に公表させてはどうかと思つておりますけれども、これについて見解はいかがでしょうか。

○坂野政府参考人 先ほど総務大臣からも答弁がありましたように、この法律の施行を待つまでもして位置づけて、他のカテゴリーと同様な形の規定ぶりとしたということをごぞいます。この

それを受けて各法人にそのような努力を促しつつあると私どもは認識をしておるわけでございます。

御承知のことだと思いますけれども、特に財務内容に関する情報については法律等を設けて各特殊法人には既に義務づけを行つておりますし、それ以外につきましても、各法人について積極的な提供に努めるよう閣議決定等においてもその方針を決定し、かつ最近におきましては、総務大臣が閣議において発言され、行革大臣あるいは総理大臣もその後においてもまた閣僚懇談会で御発言をされ、インターネットの活用を含めて積極的なディスクロージャーに努めるよう要請を行つたところでございます。

ただいま先生の御指摘の趣旨に沿つて、引き続

き私どもとしても各省庁にその努力を促したいと考えております。

○黄川田委員 不都合な情報を隠す、あるいはまた、情報の独占を図るということになれ切つたような風土が霞が関にはあるよう、地方から来る

と思うところがあります。ぜひとも透明な行政へ転換されることを求めておきたいと思っております。

それでは、時間でありますので、最後に文書管理についてお伺いいたしたいと思います。

行政機関情報公開法に基づいてこれまで文書管理制度をどのように進めてこられたか、これが第一点。そしてまた、本法案に基づいて独立行政法人等がどのような形の中で文書管理を行つていくのか、あわせてお伺いいたしたいと思います。

○新藤大臣政務官 委員の御指摘のとおりでございますが、この情報公開制度が的確に機能するためには文書管理ができるなければ話になりませんから、いわばこれは車の両輪だ、このように位置づけております。

そして、まず行政機関の行政機関情報公開法におきましては、三十七条になりますけれども、適正な管理をしなさい、こういう規定がございます。

そのもとで施行令を定め、さらにはそれぞれの

行政機関の長が管理規定を設けなさい、こういう三つの段階になつてゐるのです。

文書管理に関する施行令というのは、要するに、系統的な書類の分類基準を定めなさい、それから、行政機関の意思決定であるとか事業の実績についても原則文書を作成しなさい、それから、最低保存期間基準、これは一年、三年、五年、十年、最長三十年、こういうものがありますが、保存期間の基準を各省申し合わせで決めております。それから、行政文書ファイルの目録をデータベース化すること、これは、近年はとみにデータベースが充実すればするほど迅速な検索ができる、こういうことになるわけでございますし、加えて、文書管理事務の職員を指名する、こういうような形で管理を適正に行えるように図つてきておりま

す。
今回の独立行政法人等の法令におきましては、まず文書の適正な管理の規定は第二十三条で決めております。そして、施行令は行政機関の方の情報公開法の施行令を準用する。そして、そのもとで定める規定におきましては、それの内容に応じまして独立行政法人等の長が定める、こううことになつておりまして、総務省といたしましては、これに適正な文書管理が行われるよう支援、協力をしてまいり、こういう枠組みで担保していくべきだ、このように思つております。

○黄川田委員 あるべき文書がない、あるいは探しあがねているというようなことになりますと、本当に行政への信頼が損なわれますので、適切な対応をよろしくお願ひ申し上げまして、時間でありますので、終わります。

○御法川委員長 次に、春名真章君。

○春名委員 日本共産党的春名真章です。

国の行政機関の情報公開法が施行されて六ヶ月、今回の法案はこの情報公開法に準じて提案されているものです。六ヶ月の中での問題点について、まずお聞きをしておきたいと思います。

情報公開の請求者が非公開決定に不満な場合に、担当省庁に不服を申し立てるということに

なっています。各省庁は諮問を行つて、それに基づいて情報公開審査会が非公開決定の適否についてチェックする仕組みになつてゐるわけですね。

先ほども質問がありましたが、ところが、この施行半年後の九月末現在では、審議終了件数が百五十一件中わずか八件、十月末現在でも、諮問件数百七十二件に対して答申件数二十三件で、傾向は変わらないということになつています。

先ほどいろいろ努力をされているという御答弁

もあつたのですが、率直に聞きますが、どうして

このように不服審査がおくってしまうのか、その辺の実情をぜひ言つていただきたい。

○松村政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、十月末時点では、諮問件数が百七十二件、答申件数二十三件となつておりますが、月ごとの答申件数は徐々にふえてきておりま

すと、七月末までに諮問された五十六件について申し上

げますと、現時点で約半数の一十二件が答申済み

でございます。

それから、調査審議の状況について申し上げま

すと、諮問がありました場合に、諮問庁から不開示の具体的な理由を書いた理由説明書を提出いた

ります。それを不服申立人の方に送付いたしま

す。それをに対する意見があれば意見書を提出し

ていただくということでございます。それから、

六回の調査審議を行つ

て、簡易迅速ということも当然、最大の重要なこと

でござりますけれども、一方では充実した審議も

必要かということで、五回か六回の慎重な、かつ

充実した審議を行つて、いるということを御理解い

ただきたいと思います。

○春名委員 充実した審議をやられることは大賛成であります。と同時に、申し立てた国民の側からすればゼロか一〇〇ですので、ですから、たく

さんの数がまだ残念ながらナシのつぶてにさせられているということについて、事務局長の責任と名、体制をこれから補強するという方向になつているのですけれども、この法案によりますと、特殊法人と独立行政法人が新たに百四十五法人加わることになるわけですね。かなり膨大なことになりますね。(三名の増員で賄うこと)が果たしてできるだらうかという心配があります。

行政側の不適切な扱いを第三者の目でチェック

するという点で、非常に大事な機関です。国民の側から情報公開法を実体のある効果あるものとしていく上で、非常に大事な機関だと私も思つています。この法律が通ると、さらに審査がおくれてしまうのじゃないかという心配もあります。その点、事務局長さんは実感としてはどうでしょうか。

○松村政府参考人 今回の独立行政法人等を情報公開の対象とするに際しまして、委員二名の増員が措置される、これは新たに独立行政法人等からの諮問に対しても部会を設置して審議をするといふことを前提といたしておりますけれども、事柄の性格上、独立行政法人等から現実にどのような諮問がどれだけ来るかということは、定かではありません。いわゆる、このように思つております。

そういう中で、新たに設置されました部会の活用、それからまた事務局の充実、あわせまして、

現在、審査会をいたしましては審議を通じて、いろ

いろ経験を蓄積しているところでござりますの

で、そういう経験を生かしながら、審査会全体と

して充実した、かつ迅速な審議に努めてまいりました

いというふうに考えております。

○春名委員 ゼロ充実した方向に進むように私も期待したいと思いますし、総務大臣は、審査会は

近でも宮崎のシーガイアが破綻をして五十数億円ですか、県が持ち出さなければならなくなつて

るとか、いろいろな問題が出ていますよね。これ

に対し、厳しいチェックの目がいかに入るかと

いうのがこれから非常に大事なポイントになつて

くると思うんですね。第三セクターも、そういう

意味でいえば、自治体の出資が入つて、だから

、自治体が関与すべきである、住民が情報公開

を請求できる権利はあると考えるのが私は自然だ

と思うんですね。しかも、今言つたように、破綻

が非常に大きな社会的な問題にすらなつてきて

もう一点、今回の情報公開対象の団体について伺つていただきたいと思います。

「地方公共団体は、この法律の趣旨にのつとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならぬ。」という条文がございます。しかし、本法案には地方自治体の公社あるいは第三セクターに関する同様の規定は明記されておりません。これはなぜでしょうか。

○片山国務大臣 地方の問題ですから、これは非常にいろいろな議論があると思いますけれども、私も地方団体にいろいろなそういう意味での整備を図る必要があると思いますが、地方団体そのもの情報公開についてはかなり条例ができています。

○片山国務大臣 お答えいたしました。

それから、調査審議の状況について申し上げま

すと、諮問がありました場合に、諮問庁から不開

示の具体的な理由を書いた理由説明書を提出いた

ります。それを不服申立人の方に送付いたしま

す。それをに対する意見があれば意見書を提出し

ていただくということでございます。それから、

六回の調査審議を行つ

て、簡易迅速ということも当然、最大の重要なこと

でござりますけれども、一方では充実した審議も

必要かということで、五回か六回の慎重な、かつ

充実した審議を行つて、いるということを御理解い

ただきたいと思います。

○春名委員 充実した審議をやられることは大賛成であります。と同時に、申し立てた国民の側からすればゼロか一〇〇ですので、ですから、たく

いる。

今回の法案でも、独立行政法人、特殊法人を、一部をなしているという観点を重視して、一いう位置づけで公開対象にするという方向になつてゐるわけです。ですから、私、こういう第三セクターも対象になり得るよう、国が何か一律に決めてやれということではそう単純にはいかないわけですけれども、第三セクターも実際は情報公開の条例の対象にできるような方向に誘導するような検討にもう入つていいんじゃないいか、大臣、今後の見通しといいますか、お考えはどうでしょう。

○片山国務大臣 第三セクター、大体公益法人の格好ですね。財団法人がほとんどだと思います、それは中に株式会社なんかありますけれども。しかし、いずれにせよ民間なんですね。それで、認可だとか指定だとか、国の場合にはそういう公との絡みが明らかになれば、まあ指定は別ですけれども、独法だとか特殊法人は、もちろんこれは法律に根拠がありますからそういうことなんですねが、第三セクターは千差万別、態様がばらばらですから、何をどうつかまるかという一つ議論がありますね。

ただ、第三セクターに対して、地方団体がお金などを出したり出資したり補助したり融資をしたり、いろいろな形で便益を与えている場合には、地方団体の方の情報公開、ディスクロージャーはできますから、そっちの方から改めるということはあるのかな、こう思いますけれども、しかし、今まで委員が言われるように、第三セクターがうまくいっていないのが多うござりますから、そういう意味で何らかの手当でが要るか要らないか、それを含めて検討させていただきます。

○春名委員 その点で、今、大臣からお話をあつたんですが、自治法と施行令で、地方自治体が二分の一以上出資している団体については、首長が一調査するなどの権限を持つて、中身、その内容を、

議会に報告するということになつていますね。それから、監査委員の監査が入るのは、四分の一以上の出資をしている団体は対象にできる、こうなっていますね。つまり、今の施行令や自治法でも、地方自治体が一定の出資をしているという団体については、そこに着目して、やはり関与する、情報も得るという仕組みが既に自治法上ではそういう形であるわけなんですね。ですから、第三セクターも、地方自治体のそういう出資があるものは、すべて公開対象にできるよう道をあけていくという方向が大事じゃないかと思うんですね。

それで、御存じかと思ひますけれども、例えば、日弁連がこういう提案をしていますよね。第五章の補則の後に第六章を設けたらどうかという提案をしていてますね。地方公共団体の設立する法人等の情報公開を設け、地方公共団体に、みずから出資する法人などについて、この法律の趣旨にのつとり情報の開示、提供が進むよう条例上の措置をとるというような趣旨を入れたらどうかという提案も具体的にあるわけですね。実際は、今回はそれはちょっと、今言つたような理由でやつてないわけですが、ただ、今後、大臣からもお話をありましたが、これは非常に大事なポイントになつてくると思うんですね。ぜひ今後検討していただきたいということを、改めて要望しておきたいと思います。大臣、どうぞ。

○片山国務大臣　今のいろいろな調査や報告の徵取や監査委員の監査は次第に拡大していくんだですね、いろいろ問題があるから自治法や施行令を直していきまして。そこで、そういう意味で今度は、先ほども言いましたように、地方団体そのものに対する情報の請求、開示というのは条例に基づいた手続でやれるわけですけれども、第三セクターそのものを真正面からつかまえてどうするか、これについてはいろいろな議論が実はあるのですから、御趣旨を体して、そういうことも含めながら幅広く検討させていただきたいと思いま

○春名委員 次に、この法案の情報公開の対象についてお尋ねします。公営競技関係法人の日本中央競馬会、地方競馬全国協会、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、財団法人日本船舶振興会が情報公開の対象となつて加わっております。しかし、宝くじ関係の団体は対象となつております。これはなぜでしょうか。

○坂野政府参考人 日本中央競馬会や財団法人日本船舶振興会のような特別の法律に基づきまして設立された公営競技関係法人につきましては、刑法上処罰の対象とされている賭博行為の違法性が特に阻却された上で実施される公営競技、それに関連するものであって、その施行者から納付され、あるいは公営競技をみずから実施して得た公的資金ともいるべき収益金を公益事業に公正に配分するため、先ほど申し上げた特別の設立法によつて設けられたものだ、そういう点に着目をして、これを政府の一部を構成する法人とみなすべきではないかということから、今回の情報公開制度の対象にしたということでござります。

他方、財団法人の日本宝くじ協会についてでございますけれども、これは宝くじの普及宣伝を目的として宝くじの売上金の一部によつて公益事業の助成等を行う法人ではありますけれども、地方公共団体が発売する宝くじに関連するものであること、また個別の設立法によるものではなくて、民法に基づいて設立された民間の法人であるということから、今回の制度の対象外といったものでござります。

○春名委員 最後のところで、民法に基づいてつくられた法人だということなんですが、ただ、日本船舶振興会は財団法人で、民法でつくられていないじゃないですか。入っているじゃないですか。どうして入れないんですか。

○坂野政府参考人 先ほど申し上げたことを繰り返しますが、特別に個別の設立法によるものではなく、民法に基づいて設立された法人が財団法人宝くじ協会である。財団法人日本船舶振興会は特別の、個別の法律に基づいて設立されたものであ

○春名委員 刑法の百八十七条で、宝くじは禁止となつております。今お話をありましたように、その例外規定で特別の法律をつくるわけです。個別法を制定します、そして競馬、競輪等々ができないようになる、そこに着目して対象を入れてお話しでした。

宝くじも実は同じなんですね。当せん金付証票法という特別の法律をつくって、賭博行為全体は普通の人はやつてはいけないけれども、その特別の法律に基づいて宝くじは運営をされるという仕組みになつてゐるという意味では、同じ範疇に入るじゃないですか。すべて情報公開の対象になつてゐるのに、宝くじ関連だけないのは不自然じゃありませんか。

○坂野政府参考人 繰り返し申し上げることになつて恐縮でございますけれども、日本中央競馬会や財団法人日本船舶振興会は、特別の法律に基づいて設立をされ、また、その法律に基づいて公的資金ともいべき収益金の配分等を行う、そういう法人でございます。宝くじ協会については、この宝くじ事業そのものは、地方公共団体が実施する事業として法律に基づいて行うものでござりますけれども、地方公共団体が行つたその収益金の使途の一つとして、宝くじの普及宣伝を目的とする事業を行つ、そのため必要な資金を宝くじを行つた地方公共団体から提供を受けて、その配分を行ふ。

事業の性質、位置づけについて相違があると考えておるわけでございます。

○春名委員 今の御説明は、個別の法律に基づいてその団体自身が、競馬とか競艇とか、船舶振興会だから競艇じゃなくて、小型自動車振興会とか、個別の法律に基づいてつくられていると。しかしながら、宝くじ、僕、宝くじ協会だけとは言つていないので、いろいろな団体があるんで、宝くじ関連は、法律に基づいてつくられているものじゃないから、そこで区分けをしているという説明なんですが、宝くじの関係のいろいろな団体は、その団体自身が法律に基づいてつくられていると。しかしそよ、いろいろな団体があるんで、宝くじ関連は、

すね。

しかし、同じ財團法人であつても、船舶振興会はやつて いるわけですよ。同じ財團法人で宝くじ協会もほかの団体もできているわけでしょう。宝くじ協会だけじゃないですよ、いっぱいあるんですけれども。だから、何かその区分けが非常によくわからないんですよ。

それで、先ほど御答弁があつたんですけれども、
地方自治体が実施主体になつておるので、国とは
直接関与していない、それから、國のお金が直接
入つているわけではないということだつたと思う
んですが、しかし、この宝くじの事業は、はつき
り言つて全部國の許可事項なんですよ。それで
しょう。年間の計画を全部 インスタントくじが
どう、サマージャンボがいつごろやる、年間の計
画をまず出しますわね。それを全部確認を、許可
を得る。年間の計画だけじゃないんですよ。それ
から、一本一本の宝くじも全部國が、総務大臣が
許可するんですよ。もう御存じのとおりです。
例えば、第四百十八回全国自治宝くじ発売要領、
グリーンジャンボ、発売の理由、都道府県及び十
二指定都市が、各種公共事業等の費用の財源に充
てるために共同して発売する、名称は四百十八回
全国自治宝くじ、発売総額は五百十億円、証票の
金額、一枚三百円、証票の型式は開封式、発売期
間は平成十三年二月二十日から平成十三年三月九
日まで。非常に細かい、全部これは國が、全体の
計画も一本一本の発行の計画も許可制なんですよ
ね。

なぜかといいますと、私が思うに、やはりこれ
は賭博性があつて、富くじは禁止されていて、別
個の法律によつて例外規定でこれも許しましよう
という仕組みになつていて、國がそういうふ
うに、ちゃんと管理もしましよう、許可もしてい
こうという仕組みになつているわけでしょう。そ
して、平成十一年でしたか、年間の売り上げ九千
億円でしよう、収益。膨大なお金が入つているわ
けですね。國民のなげなしのお金というか、夢が
入つているわけですが、そのお金が扱われている。

ですから、僕は、自然に考えて、同じ財団法人で、日本船舶振興会も入れている、何で宝くじ協会などを初めとした宝くじ関係だけ除外してしまったのか、不思議で仕方がないんですね。これ、どうも私、納得できないので、もうちょっと明確なお答えをいただけませんかね。

任せよう、地方自治を尊重しよう、こういうこと
も私はあつたんではなからうかと思いますけれど
も、こういうものまで今度の情報公開の対象にす
るかどうかというのは大変議論がある、私はこう
思いますよ。

分肥大化しておる、そういう記事です。こういう報道のような実態が常態化しているのでしょうか。実態はどうなつてるのでしょうか。ちょっとお答えいただけますか。

○坂野政府参考人 繰り返し申し上げることになつて恐縮でござりますけれども、中央競馬会や日本船舶振興会のような法人につきましては、特

それで、我々の方もかかわり合がありますから、宝くじの関係の団体とはいろいろ話し合いをしていまいし、今後とも、宝くじ協会を中心にしてそのグループの情報提供について、さらに我々も指導してまいります。

私どもも、昨年十一月のこの記事の内容につきましては、読んでおりまして、承知をいたしております。

公営競技の施行者から納付された収益金を公益的な事業に配分する、そういう法人として位置づけられているということですございります。

○春名委員 情報提供を指導することは、非常に重要だと思います。なぜこうしつこく、私、入っていないかということを追及するかというと、やはりどうも、関連団体をやべつて、国民こいつたり

みを申し上げますと、宝くじの発売権を持つてお
ります全都道府県と指定市が、自治法に基づく協
議会というのを設立いたしております。この協議

○春名委員 先ほどから同じことしか言われない
な法律に基づいて設立されたものではなく、民法
に基づいて設立された民間の法人であるといふこと
から、この法律の対象外にしたものでございま
す。

宝くじに関連する団体には、収益金の一部で宝くじの普及宣伝に努めるための組織として、今まで話が出ていた日本宝くじ協会、これはハードを担当する、ハードの助成をする。それと並んで、自治組にくらい問題がいろいろ出ているという思いがあるからなんです。

会の講演に基づきまして、こういう目的に宝くじの収益を使おうということで意思決定をして、宝くじを発売いたします。それが一たんそれぞれの都道府県、市町村に入りまして、それから、その発売の目的に対応いたしまして収益金を拠出しで、こういうふうな事業を行う各財團をつくって

問をしておるわけなんですね。地方公共団体がやつているからということでいつても、国が全部許可する。個別の法律といつても、その団体自身を、個別の法律をつくっているわけではないけれども、その事業全部は個別の法律でできているわけですからね。それを支えている団体ですからね。

する目的で収益金を拠出して事業を実施している
団体として、自治体衛星通信機構、地域創造、自
治体国際化協会、地域活性化センター、地域医療
振興協会、米に多種多様な日本がある。

は、基金を持つという形をとりまして、その基金の運用益によって仕事をするという方がうまくいくわけですから、そのときは、宝くじの

○片山國務大臣　宝くじは、もちろん、刑法の対象

振興協会 実は多種多様な団体がある
例えば、これは毎田新聞の去年の十一月十九

発売 そして、その収益金を拠出する段階で、基
金をつくらうとする目的意識を地方団体が持つて

くじ罪ですか何かの除外例というようなこともありますし、これは、地方団体が共同でつくって、その収益が出れば地方団体に還元して、しかも、チックも地方団体が共同でやる、こういうことが一つあるんですね。

それからもう一つは、局長が何度も言いますように、民法上の財団法人ですから、そういう意味で、これは、地方団体のいわば共同のチックに

日付の記事ですけれども、「自治官僚天下り先「宝くじ」関連三財団 売上金使い「肥大化」昨年度運用益三十四億円」という記事が出てます。この三団体というのは、自治体衛星通信機構 地域創造、全国市町村振興協会の三つです。それぞれの宝くじの売上金を資本金に当たる基本財産に増資をしたり、市町村への融資などで、一昨年の一年間だけで実に運用益三十四億円を上げて、随

そういう仕組みをつくつてあるわけであります。その意味で、運用益というのが出てくるのはけだし当然のことでありまして、その運用益を各団体がその寄附行為に定めた目的に沿つて有効に活用していただいておるものというふうに考えておる次第でございます。

卷之三

卷之三

卷之三

こうした団体が、率直に言つて、自治省などの官僚の天下り指定席になつてゐるといふことは御存じでしようか、理事長とか。その辺の御認識はありますか。

○片山国務大臣 状況を正確に把握しておるわけではありませんが、そういう話は聞いております。

○春名委員 まさにその話は事実でして、宝くじ協会の歴代理事長は、初代荻田さんから始まって、この人が自治時代の次長なんですね、一代目以降、全部自治事務次官なんですよ、全部。二代目柴田さん、三代目細郷さん、統いて、今、九代目小林さん。自治事務次官の指定席。

それから、自治総合センターは、一九七七年に設立されているのですけれども、七九年以來全部自治事務次官。これは全部ポストを占めている。この間、八名の元事務次官が理事長ですよ、全部。そして、宝くじの収益金の使う範囲を公共事業等から広げていく。そのたびに新しい団体ができて、そこに自治省のOBの方が全部入っていく。もう完全にそういうふうになつてゐるのですよ、これは天下り先に。

ですから、こういうことに対する、本当にいいのかと私は思いますが、そんな団体をつくる前に配当金をふやした方がいいのじゃないですかと私は思うぐらいですけれども、そういう問題があるからこそ、逆に言えば、情報公開のこの制度があるわけですから、同じ財團法人の船舶振興会は入れてゐるのに、宝くじ協会等を含めたものは一切入れない。何で入れないのでかな。
○片山国務大臣 委員の意見は意見として承つておきます。

○春名委員 もう時間が来ましたので、最後にもう一回言つておきますけれども、途中で情報の公開を自主的にさせるように督促させるというお話をされました。それから、今回は団体として対象にはしなかつたけれども、こういう問題提起もし、

国民の批判もあるということを総合的に勘案して、きょう問題提起をしましたから、新しくちょっと検討してください。大臣、最後にもう一回決意を言つて。

○片山国務大臣 先ほども言いましたように、できるだけ情報提供するような指導をいたします。

○春名委員 余り色よい返事ではないですが、以上できょうの質問は終わります。

○横光委員長 次に、横光克彦君。

○横光委員 社民党的横光克彦でございます。

行政機関の情報公開法が四月からスタートしているわけで、半年が経過をいたしました。この趣旨は、行政の透明化、そしてまた、国民本位の行政の実現ということにあるわけでございますが、こういった重い課題を担つてのスタートでござります。約半年の間に一万六千八百三十六件という要求があつたそですが、この数が多い少ないか、それは皆さん方それぞれの受けとめ方はあるうかと思いますが、私は、国民の関心、要求、非常に高いものがあるなという気がいたしております。

この国民の開示請求に前向きな省庁もあれば、また非常に消極的な省庁もあるということが今回かなりはつきりしたわけでございますが、今までなら恐らく公開されることはなかつただろうなどいうようなことも公開されているところがあります。一つの例でございますが、厚労省が公開したいわゆるヤコブ病の問題でございます。これは、旧厚生省が、手術のときに使つた硬膜、これが大変汚染されて、ヤコブ病という大変な病気になるわけですが、この硬膜の輸入販売会社からの聞き取りを開示したのですね。以前なら恐らく難しい情報をあつたと思うのですが、公開した。つまり、輸入販売会社の社長が、八七年末までに硬膜の在庫を売れるだけ売つた、こういうふうに答えたことを公開したわけですね。

八七年というのは、つまり、アメリカで、硬膜が非常に危険であるということで、使用禁止とい

うことが出された年なんですね。それ以後、日本では約十年間野放しにされたわけですが、業者としては、それまで持つていた在庫をすべて、売れ残るだけ売つたという答えを出したことを公開されました。この情報の公開によつて、やはり被害拡大の背景の一端が国民に示されたわけですよ。

ですから、これらの情報の公開によつて、政府と国民が情報を共有することができる、それを土台にして議論することができる、そして、議論の過程からいろいろな情報が積み重なれば再発防止のためのものとなる。私は、この法案の趣旨であります国民本位の行政の実現に、これは一步部ですよ。ヤコブ病のことに対するものもつとも近づいたなという気がするわけですね。そういう意味では、法案の大きな効果であるし、前進だと思います。ただ、これはほんの一部ですよ。ヤコブ病のことに対するものもつともかわらず、出たのはこの一部なんですが、それでも前進である。

また一方、外務省の姿勢はどうか。外交といふのは、もちろん情報提供者との信頼関係を保つこと

が必要であるわけですから、情報を公開できな

い部分も確かにあります。しかし、組織ぐるみの不正流用疑惑に発展した今回の外務省の機密費の問題、国民の怒りはもう頂点に達して、物すごい開示要求があつたにもかかわらず、これに関してはほぼ全面拒否。つまり、この法案の趣旨がなかなか浸透していない省庁もある。

この半年の間に、各省庁の情報公開に対する姿勢が非常に浮き彫りになつたなということが見え

たわけでございますが、この半年の運用状況あるのは情報開示の成果といいますか、そういうことに対しまして、大臣はどのようなお考えをお持ち

なのかもお聞かせいただきたいと思います。

○片山国務大臣 横光委員から御指摘がありま

たように、この半年で二万六千八百三十六件の開

示請求があつた。私は、国民の皆さんにこのこと

を知つていただき、相当利用されているものと考

えております。

それから、行政側も、確かに今御指摘のように変わりました。やはり、情報公開があるから、国民の目を常に意識していろいろ行動する。政策の展開を初めとして、そういうことは相当姿勢が正された。いろいろな意味で、それは大きな効果ではなかろうか。

それから、ちゃんと説明ができないと、説明責任ですね、こういうことも相当各省庁の皆さんに浸透してきたのではないかと思います。またお話をありましたように、省庁間でやや取り組みにあります。国民本位の行政の実現に、これは一步ではいろいろな御議論、見方があろうと思いますけれども、外交や防衛については比較的開示できないような事情があるものも多々ありますし、省庁の仕事はいろいろありますから、まあ外務省についてはいろいろな御議論、見方があろうと思いますけれども、外交や防衛については比較的開示できないような事情があるものも多々あります。今はいろいろな御議論、見方があろうと思いませんが、これから、やむを得ないところもあると思いますが、今後とも、全体を進める立場の私どもといいたしましては、この制度が積極的かつ円滑に運用され、活用されるように各省庁とも連携をとりながら、さらには万般の啓蒙も進めてまいりたい、こういふふうに考えております。

○横光委員 今、各省庁の姿勢が正されたというお言葉がございました。それでもまだ不備な点があるというお答えでもござりますし、さらにその姿勢を正していく意味から、一步おくれましたが、今回の独立行政法人の情報開示、非常に重要な法案だらうと思うわけでございますが、今回、独立行政法人あるいは特殊法人等百四十五の法人に広げようとするわけです。

その特殊法人なんですが、報道によりますと、自民党の住宅土地調査会では、都市基盤整備公団の廃止と住宅金融公庫の民営化には反対であると決議を採択した、あるいは麻生政調会長は、道路

関係の改革は当然だが高速道路の全面凍結は乱暴であると強調した。また、古賀誠道路調査会長も、凍結はあり得ないと声高に話していた情景がテレビニュースに流れております。私もこれは見ましたが、多くの皆さんがこれらを見たんじやな

麻生さんは、党的政策、すなわち、党的総裁である小泉総理を政策の面で側面から推進する立場にある方、また古賀さんは、前幹事長として森内閣を支えてきた立場にあった方、本来なら行革担当の、行政改革の担当大臣であるはずの総務大臣ですね、現在でもその改革の必要性を十分に感じられておるであります。片山総務大臣は、今私が説明したような特殊法人改革に抵抗している自民党内の実力者たちの動きをといいますか、騒動について率直な感想をお聞かせいただきたいと思います。

○片山国務大臣 先ほどの質問にもお答えしましたが、もともと行革、特殊法人の問題は旧総務庁の所管でございますが、昨年の森内閣から、第二次改造から行革担当大臣というのが決まりまして、そこが中心にやっていく、こういうことでござります。これも先ほど言いましたように、特殊法人改革推進本部というのができまして、私も副本部長の一人になつております。このところ副本部長会議でいろいろな議論を進めておりまして、できるだけ円滑に特殊法人改革の具体化をしてまいりたい、こう思っております。

いろいろな問題について、今までの経緯もありますし、いろいろな見方もありますし、特に自民党というのは、議論を自由にさせるというか、してもらうところでございますから、やや百家争鳴的ではござりますけれども、意見が集約されればまとまって行動する党ではないか、こう私は思っております。そういう意味では、大いに議論を深める、国民的議論を活発に行う、こういうことはいいことじやないかと思ひますけれども、いずれにせよ、議論の締め切りがありますから、締め切りに向かつては、集約する動きがこれから出てくるんではなかろうかと期待いたしております。

○横光委員 もちろん議論は大いに結構でござりますが、先ほど申しましたように、総理を支える人たちが総理の意向と違うような発言をしたりということは、国民にとっては非常にわかりにくい。この特殊法人改革が、すべて我々も賛成であるわ

けでもないし、国民の生活に密着した特殊法人のありようというのは私たちなりにも意見があるわけでございますが、とりわけ今お話しした状況では、國民からすると、非常にわかりにくい姿が見え始めたなという気がいたしております。さて、十二月を日程に進められております特殊法人の整理合理化改革案の進捗状況ですが、これも、行革担当の指示を受けて当該特殊法人を所管する各省に特殊法人等の経営情報の開示を請求しても、省庁がなかなか応じない。そのため、例えば政府金融機関の融資先とかあるいは高速道路の路線ごとの将来収支の見通しとか、改革を検討する上で不可欠であります情報が出ない。そのために、立ち往生して実効ある改革案づくりができずにいる、そのような状況であると聞いているわけですね。このため、小泉総理みずからが閣僚懇親会で、これまで以上に情報の提供を行なうように各閣僚に指示しなければならない。

○横光委員 それがなかなか出でこないわけですね。そこには行政機関を通さなければならぬといういわゆる一つの壁があると私は思うのですね、情報の壁。この情報の壁に風穴をあけるのが、私は今回の法案であろうと思うわけでございます。結局、行政機関を通さなくて、直接これからは、國民が特殊法人等に法人文書の開示請求をすることによって情報を公表させることができ、つまり、特殊法人改革を拒む抵抗勢力への対抗策が、私はこの法案だと思うわけですね。この法案の施行日が一年以内の政令で定める日となっておりますが、行政機関の情報公開法が四月一日から施行されたこともあって、常識的にはこの法案の施行は来年の四月一日となることが大体予想される、あるいはそれよりおくれるかもしれないが、予想されるわけです。

しかし、その間どうするのだ、こういうお話をありましたので、私は、八月に閣議で、法律は今こういう状況だけれども、この対象になる機関につきましては、この法律の成立を待つことなく、インターネットの活用を含めてディスクロージャーをやつてほしい、こういうことを要請いたしました。特にそれについては各閣僚、異議はございませんでしたので、御協力いただけるものと考えております。

○横光委員 私は、非常にいい発言だと思います。あとは各省庁がその重みを受けて実行していくべきだ。法律は確かに成立しても、施行されていないわけですから、効力は發揮できませんね。でも、この国会の中で成立したという重み、これは非常に、開示していくための根拠の一つになり得る、私はこのように考えておりますので、その上に大臣の今のような発言でございますので、ぜひとも施行前にも積極的に国民の前に開示していただきたい、このように思うわけでございます。

次に、今回の法案、これは行政機関情報公開法に準拠しつつも、その目的において説明する責務、これは行政機関の法案にも、今回の法案にも両方ございます。しかし、国民の的確な理解と批判のもとにある公正で民主的な行政に資するというところが、親法にはあるのですが、今回の法案には、この公正で民主的な行政の推進に資するという目的的項目がなくなっているのですが、これはどのような理由でしょうか。

○坂野政府参考人 行政機関の情報公開法の立案に際しましては、我が国にとって初めての画期的な制度をつくるという立法趣旨から、法の趣旨や意義、目的を条文上も詳細に表現することが適当であるという考え方から、たまいま御指摘のような文言も目的的規定に入れておるということをございます。

他方、この法案は、今申し上げた行政機関情報公開法を受けて整備するものでございまして、公正で民主的な行政の推進に資することは、国民に対する説明責任を全うする情報公開制度の性格か

らして当然の帰結であるということございまして、改めて規定する必要はないと考えたわけでございます。

公正で民主的な行政の推進といった普遍的な目的

は、他の行政法規においても広く該当するものでございますが、必ずしも各行政法規その目的

規定にこれが置かれるということにはなっていな

いというわけでございます。

○横光委員 独法、特殊法人、認可法人が政府の一部を構成するから公開の責務があるということになっていますよね。であるならば、当然のこと

く、この公正で民主的な行政の推進に資するとい

うことにつながるわけですから、今これはもう當然のことだから書かなかつたと言つておりますが、当然のことだから書いたつていわけです。

前の責務があるのなら、こういつた公正で民主的な行政の推進に資するということは当然であるから、今もう書かなかつたという説明ですが、当然であるなら書いていたつて同じことですから、余計重要な意味が私はあると思うのです。そのところをどうかもう一回、私は、非常にこれは問題だなという気がするのです。

それから、対象法人の判断基準、これまで各委員が質問いたしましたが、いわゆる理事長等の任命、大臣が理事長等を任命する、あるいは法人への政府の出資金、こういうことが判断基準になつてゐるわけですが、この基準は、私は形式的過ぎるのではないかと思うのですね、実態を見ていないのではないかという気がするのですね。この基準に該当しなくとも、非能率的な経営をしているわけですが、この基準は、あるいは国によるところ、あるいは天下り等の問題が生じておりますし、実質的に政府の諸活動の一部を担つているのかどうか、そこが私は重要だと思うのですね。ですから、事業内容あるいは国による監督の状況、また事務委託、補助金、貸付金、債務保証、税制支援、こういったことまで含む実態上の基準を用いるべきだという気がいたしておりますが、このことに対するはどういうお考えでしようか。

○遠藤(和)副大臣 政府の一部を構成する法人であるかどうかという一般的基準といたしまして、任命とかあるいは出資ということを挙げたわけでございます。

○横光委員 例えは、先ほども議論がありましたが、公営競技関係法人ですね。これは、刑法上の違法性を阻却されているわけでございますから、特典が与えられているわけですから、これを対象とする。あるいは、特殊会社は原則対象としないけれども、

関空の、特に建設部分は対象とする。あるいは、共済組合は対象としない。それから、NHKも対象としないけれども、日本銀行は対象とする、こ

ういうふうに実態に即して判断したところもございます。

○横光委員 いや、そういう部分も確かにあります、まだまだ実態に即してやつてないところもあるという思いで今質問したわけでございます。

これまで多くの委員が質問いたしましたが、NHKは今回、今お話をございましたように、対象外でございます。これは、政府の諸活動としての放送を行わせるために設立された法人ではないと

いうことで対象外となつていてるわけでございます。

○横光委員 先ほど申し上げましたように、七月に開始され

たばかりでございますので、我々もいたしまして

が設置されておりまして、こういうことから、実

質的に今回の独立行政法人等情報公開法案とほ

ういうふうになつておりますので、実質上何人も請求

できるという扱いになつております。

また、救済手段といたしましては、第三者機関

が設置されておりまして、こういうことから、実

質的に今回の独立行政法人等情報公開法案とほ

ういうふうになつております。

○横光委員 たばかりでございますので、我々もいたしましてが設置されておりまして、こういうことから、実質的に今回の独立行政法人等情報公開法案とほ

ういうふうになつております。

○横光委員 ただしております。

○坂野政府参考人 提案しております法案が成立をした上ででの見直しにつきましては、御指摘の趣旨も踏まえまして、行政機関情報公開法の見直しと一体的に行つてまいりたいと考えております。

○横光委員 どうもあります。

もう一つお聞きします。手数料の件ですが、核燃料サイクル機構、これは、まだこの法案ができるないのですが、いろいろな不祥事のため、みずから情報公開に取り組んでいるわけですが、こ

の核燃料サイクル機構の手数料が非常に高いと言われているのですね。

○横光委員 今は手数料は各法人が定めることとされておりますが、各法人が円滑に定めることができるよう、総務省がやはり国の手数料等を参考にするなどしてアドバイスすべきではないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○坂野政府参考人 御指摘のとおり、この法案では各法人が手数料を定めることにいたしております

が、この手数料を各法人が定めるに当たつては、必ずもといだしましては、各行政機関の情報公開

法の施行に当たつて手数料を定めたその考え方等、必要な情報を各法人に適切に提供いたしまして

手数料の額がこの制度に照らし適切なものとなる

ように指導もしてまいりたいと考えております。

○横光委員 最後に、この特殊法人改革につきま

しては、平成七年、村山内閣において、当時の政

府・与党が一体となつて特殊法人の見直しに取り組んだわけでございます。その結果、すべての法

人事業の合理化、効率化を実施するとともに、十六の法人を八法人に、そして五法人については廃止、民営化を行つたことがきっかけである、つまり、今日の改革の第一歩であると思ってるわけ

でございますが、片山総務大臣のそのことについての感想を伺つて、質問を終わりたいと思います。

○片山国務大臣 今、横光委員が言われましたよ

が、法の目的は同じなんですから、行政機関情報公開を行つているところでございます。これに開

幕、親法の結果を見てから検討を行うのではなく、同時に並行して検討を加えるべきではないかと思いますが、いかがでしようか。

○坂野政府参考人 提案しております法案が成立

をした上ででの見直しにつきましては、御指摘の趣

旨も踏まえまして、行政機関情報公開法の見直しと一体的に行つてまいりたいと考えております。

○横光委員 どうもあります。

もう一つお聞きします。手数料の件ですが、核

燃料サイクル機構、これは、まだこの法案ができる

ないのですが、いろいろな不祥事のため、み

ずから情報公開に取り組んでいるわけですが、こ

の核燃料サイクル機構の手数料が非常に高いと言

われているのですね。

</

<p>うに、村山内閣における特殊法人改革は、私は成果を上げたと思っております。ずっとやつてきておりますけれども、なかなか難しいのです。あのとき、十六が八になりました、財務諸表の大幅なディスクロージャーとか、私は相当進んだと思つております。今回の特殊法人等改革はその路線に沿うものでございまして、さらにできるだけ大きな成果を上げるように、私も努力いたしました。</p> <p>○横光委員 終わります。</p> <p>○御法川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。</p> <p>○御法川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。</p> <p>○御法川委員長 これより討論に入るのあります。ですが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。</p> <p>○御法川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。</p> <p>○御法川委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p> <p>○御法川委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、平林鴻三君外五名から、自由民主党、民主党、無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党及び社会民主党、市民連合の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。</p> <p>○若松委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の六派共同提案を御説明申し上げます。</p> <p>案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。</p> <p>○御法川委員長 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案に対する附帯決議(案)</p>		<p>政府は、行政事務を行政機関から委任を受け実施している、いわゆる指定法人等の情報公開の制度化について、情報公開が政府の諸活動についての国民に対する説明責任の確保であることにかんがみ、行政機関情報公開制度等の運用の実態等を踏まえつつ、検討を進めること。</p> <p>○御法川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。</p> <p>○御法川委員長 何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたします。</p> <p>本動議に賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>〔賛成者起立〕</p> <p>○御法川委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。</p> <p>○御法川委員長 この際、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。片山総務大臣。</p> <p>○片山国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。</p> <p>○御法川委員長 お諮りいたします。</p> <p>ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任せられたいと存じますが、御異議ありませんか。</p> <p>〔異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。</p> <p>○御法川委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p> <p>○御法川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。</p> <p>○御法川委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、平林鴻三君外五名から、自由民主党、民主党、無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党及び社会民主党、市民連合の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。</p> <p>○若松委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の六派共同提案を御説明申し上げます。</p> <p>案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。</p> <p>○御法川委員長 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案に対する附帯決議(案)</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案</p>	<p>○片山国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。</p>	<p>まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。</p>
		<p>○片山国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。</p>	<p>○御法川委員長 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。</p>	<p>まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。</p>	
		<p>○片山国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。</p>	<p>○御法川委員長 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。</p>	<p>まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。</p>	
		<p>○片山国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。</p>	<p>○御法川委員長 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。</p>	<p>まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。</p>	
		<p>○片山国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。</p>	<p>○御法川委員長 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。</p>	<p>まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。</p>	

ます。

この法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成十三年八月八日付の意見の申し出等にかんがみ、職員がみずから育児または介護を行う場合における育児休業、介護休暇等の制度を拡充するものであります。

この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、一般職の国家公務員及び防衛庁の職員について、育児休業等の対象となる子の年齢を現行では一歳未満とされているものを三才未満に引き上げるとともに、育児休業をした職員の業務を処理するため、臨時の任用のほか、任期つき採用を行うことができるよう措置することとしておられます。

第二に、一般職の国家公務員について、介護休暇の期間を、現行では連続する三月の期間内とされているものを連続する六月の期間内に延長することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、平成十四年四月一日から施行することとしております。

引き続きまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、人事院の意見の申し出を踏まえ、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正するための法律案を提出することとなりましたので、地方公務員についても、国家公務員の場合と同様、育児休業制度を拡充するものであります。この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

一般職の地方公務員について、育児休業等の対象となる子の年齢を、現行では一歳未満とされるものを三歳未満に引き上げるとともに、育児休業をした職員の業務を処理するため、臨時の任用のほか、任期付採用を行うことができるよう措置することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、平成十四年四月一日から施行することとしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

以上であります。

○御法川委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る六日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第一条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいふ。以下同じ。」であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとしておりません。

て、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 政令で定める公文書館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

三 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書、図画及び電磁的記録であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

る。

第一個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。)

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

(法人文書の開示義務)

第六条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

第七条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 法人文書の名称その他の開示請求に係る法人等の諸活動に関する情報の提供につき定める

二 法人文書の名称その他の開示請求に係る法人等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

三 法人文書を特定するに足りる事項

四 法人文書を特定するに足りる事項

五 法人文書を特定するに足りる事項

六 法人文書を特定するに足りる事項

七 法人文書を特定するに足りる事項

八 法人文書を特定するに足りる事項

九 法人文書を特定するに足りる事項

十 法人文書を特定するに足りる事項

十一 法人文書を特定するに足りる事項

十二 法人文書を特定するに足りる事項

十三 法人文書を特定するに足りる事項

十四 法人文書を特定するに足りる事項

十五 法人文書を特定するに足りる事項

十六 法人文書を特定するに足りる事項

十七 法人文書を特定するに足りる事項

十八 法人文書を特定するに足りる事項

十九 法人文書を特定するに足りる事項

二十 法人文書を特定するに足りる事項

二十一 法人文書を特定するに足りる事項

二十二 法人文書を特定するに足りる事項

二十三 法人文書を特定するに足りる事項

二十四 法人文書を特定するに足りる事項

二十五 法人文書を特定するに足りる事項

二十六 法人文書を特定するに足りる事項

二十七 法人文書を特定するに足りる事項

二十八 法人文書を特定するに足りる事項

二十九 法人文書を特定するに足りる事項

三十 法人文書を特定するに足りる事項

三十一 法人文書を特定するに足りる事項

三十二 法人文書を特定するに足りる事項

三十三 法人文書を特定するに足りる事項

三十四 法人文書を特定するに足りる事項

三十五 法人文書を特定するに足りる事項

三十六 法人文書を特定するに足りる事項

三十七 法人文書を特定するに足りる事項

三十八 法人文書を特定するに足りる事項

三十九 法人文書を特定するに足りる事項

四十 法人文書を特定するに足りる事項

四十一 法人文書を特定するに足りる事項

四十二 法人文書を特定するに足りる事項

四十三 法人文書を特定するに足りる事項

四十四 法人文書を特定するに足りる事項

四十五 法人文書を特定するに足りる事項

四十六 法人文書を特定するに足りる事項

四十七 法人文書を特定するに足りる事項

四十八 法人文書を特定するに足りる事項

四十九 法人文書を特定するに足りる事項

五十 法人文書を特定するに足りる事項

五十一 法人文書を特定するに足りる事項

五十二 法人文書を特定するに足りる事項

五十三 法人文書を特定するに足りる事項

五十四 法人文書を特定するに足りる事項

五十五 法人文書を特定するに足りる事項

五十六 法人文書を特定するに足りる事項

五十七 法人文書を特定するに足りる事項

五十八 法人文書を特定するに足りる事項

五十九 法人文書を特定するに足りる事項

六十 法人文書を特定するに足りる事項

六十一 法人文書を特定するに足りる事項

六十二 法人文書を特定するに足りる事項

六十三 法人文書を特定するに足りる事項

六十四 法人文書を特定するに足りる事項

六十五 法人文書を特定するに足りる事項

六十六 法人文書を特定するに足りる事項

六十七 法人文書を特定するに足りる事項

六十八 法人文書を特定するに足りる事項

六十九 法人文書を特定するに足りる事項

七十 法人文書を特定するに足りる事項

七十一 法人文書を特定するに足りる事項

七十二 法人文書を特定するに足りる事項

七十三 法人文書を特定するに足りる事項

七十四 法人文書を特定するに足りる事項

七十五 法人文書を特定するに足りる事項

七十六 法人文書を特定するに足りる事項

七十七 法人文書を特定するに足りる事項

七十八 法人文書を特定するに足りる事項

七十九 法人文書を特定するに足りる事項

八十 法人文書を特定するに足りる事項

八十一 法人文書を特定するに足りる事項

八十二 法人文書を特定するに足りる事項

八十三 法人文書を特定するに足りる事項

八十四 法人文書を特定するに足りる事項

八十五 法人文書を特定するに足りる事項

八十六 法人文書を特定するに足りる事項

八十七 法人文書を特定するに足りる事項

八十八 法人文書を特定するに足りる事項

八十九 法人文書を特定するに足りる事項

九十 法人文書を特定するに足りる事項

九十一 法人文書を特定するに足りる事項

九十二 法人文書を特定するに足りる事項

九十三 法人文書を特定するに足りる事項

九十四 法人文書を特定するに足りる事項

九十五 法人文書を特定するに足りる事項

九十六 法人文書を特定するに足りる事項

九十七 法人文書を特定するに足りる事項

九十八 法人文書を特定するに足りる事項

九十九 法人文書を特定するに足りる事項

一百 法人文書を特定するに足りる事項

一百一 法人文書を特定するに足りる事項

一百二 法人文書を特定するに足りる事項

一百三 法人文書を特定するに足りる事項

一百四 法人文書を特定するに足りる事項

一百五 法人文書を特定するに足りる事項

一百六 法人文書を特定するに足りる事項

一百七 法人文書を特定するに足りる事項

一百八 法人文書を特定するに足りる事項

一百九 法人文書を特定するに足りる事項

一百二十 法人文書を特定するに足りる事項

一百二十一 法人文書を特定するに足りる事項

一百二十二 法人文書を特定するに足りる事項

一百二十三 法人文書を特定するに足りる事項

一百二十四 法人文書を特定するに足りる事項

一百二十五 法人文書を特定するに足りる事項

一百二十六 法人文書を特定するに足りる事項

一百二十七 法人文書を特定するに足りる事項

一百二十八 法人文書を特定するに足りる事項

一百二十九 法人文書を特定するに足りる事項

一百三十 法人文書を特定するに足りる事項

一百三十一 法人文書を特定するに足りる事項

一百三十二 法人文書を特定するに足りる事項

一百三十三 法人文書を特定するに足りる事項

一百三十四 法人文書を特定するに足りる事項

一百三十五 法人文書を特定するに足りる事項

一百三十六 法人文書を特定するに足りる事項

一百三十七 法人文書を特定するに足りる事項

一百三十八 法人文書を特定するに足りる事項

一百三十九 法人文書を特定するに足りる事項

一百四十 法人文書を特定するに足りる事項

一百四十一 法人文書を特定するに足りる事項

一百四十二 法人文書を特定するに足りる事項

一百四十三 法人文書を特定するに足りる事項

一百四十四 法人文書を特定するに足りる事項

一百四十五 法人文書を特定するに足りる事項

一百四十六 法人文書を特定するに足りる事項

一百四十七 法人文書を特定するに足りる事項

一百四十八 法人文書を特定するに足りる事項

一百四十九 法人文書を特定するに足りる事項

一百五十 法人文書を特定するに足りる事項

一百五十一 法人文書を特定するに足りる事項

一百五十二 法人文書を特定するに足りる事項

一百五十三 法人文書を特定するに足りる事項

一百五十四 法人文書を特定するに足りる事項

一百五十五 法人文書を特定するに足りる事項

一百五十六 法人文書を特定するに足りる事項

一百五十七 法人文書を特定するに足りる事項

一百五十八 法人文書を特定するに足りる事項

一百五十九 法人文書を特定するに足りる事項

一百六十 法人文書を特定するに足りる事項

一百六十一 法人文書を特定するに足りる事項

一百六十二 法人文書を特定するに足りる事項

一百六十三 法人文書を特定するに足りる事項

一百六十四 法人文書を特定するに足りる事項

一百六十五 法人文書を特定するに足りる事項

一百六十六 法人文書を特定するに足りる事項

一百六十七 法人文書を特定するに足りる事項

一百六十八 法人文書を特定するに足りる事項

一百六十九 法人文書を特定するに足りる事項

一百七十 法人文書を特定するに足りる事項

一百七十一 法人文書を特定するに足りる事項

一百七十二 法人文書を特定するに足りる事項

一百七十三 法人文書を特定するに足りる事項

一百七十四 法人文書を特定するに足りる事項

一百七十五 法人文書を特定するに足りる事項

一百七十六 法人文書を特定するに足りる事項

一百七十七 法人文書を特定するに足りる事項

一百七十八 法人文書を特定するに足りる事項

一百七十九 法人文書を特定するに足りる事項

一百八十 法人文書を特定するに足りる事項

一百八十一 法人文書を特定するに足りる事項

一百八十二 法人文書を特定するに足りる事項

一百八十三 法人文書を特定するに足りる事項

一百八十四 法人文書を特定するに足りる事項

一百八十五 法人文書を特定するに足りる事項

一百八十六 法人文書を特定するに足りる事項

一百八十七 法人文書を特定するに足りる事項

一百八十八 法人文書を特定するに足りる事項

一百八十九 法人文書を特定するに足りる事項

一百九十 法人文書を特定するに足りる事項

一百九十一 法人文書を特定するに足りる事項

等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

三 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不正に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれ若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

四 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他國若しく

は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は搜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

二 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関する事務の企業経営上の正当な利益を害するおそれ

二 独立行政法人等は、開示請求に係る法人の当該条件を付することができるときは、開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書を保有していないときを含む。）は、開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書を記録している場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（開示請求に対する措置）

第九条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示請求に係る事項を書面により通知しなければならない。

2 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書を記録している場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。）

（開示決定等の期限）

第十条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

（開示決定等の期限）

第十二条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書が他の独立行政法人等により作成されたものであるときその他の独立行政法人等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

（事案の移送）

第十三条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書が他の独立行政法人等により作成されたものであるときその他の独立行政法人等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、開示請求を受けた独立行政法人等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等が移送前にした行為は、移送を受けた独立行政法人等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が、第九条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該独立行政法人等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等は、

（公益上の理由による裁量的開示）

第七条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

（法人文書の存否に関する情報）

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるのである。

（開示請求に対する措置）

第九条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示請求に係る事項を書面により通知しなければならない。

2 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書を記録している場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。）

（開示決定等の期限）

第十条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

（開示決定等の期限）

第十二条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書が他の独立行政法人等により作成されたものであるときその他の独立行政法人等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、開示請求を受けた独立行政法人等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等が移送前にした行為は、移送を受けた独立行政法人等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が、第九条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該独立行政法人等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等は、

ない。
（行政機関の長への事案の移送）

第十三条 独立行政法人等は、次に掲げる場合に
は、行政機関の長（行政機関の保有する情報の
公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）。
以下「行政機関情報公開法」という。）第三条
に規定する行政機関の長をいう。以下この条に
おいて同じ。）と協議の上、当該行政機関の長
に対し、事案を移送することができる。この場
合においては、移送をした独立行政法人等は、
開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面に
より通知しなければならない。

一 開示請求に係る法人文書に記録されている
情報を公にすることにより、国の安全が害さ
れるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼
関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国
際機関との交渉上不利益を被るおそれがある
と認めるとき。

二 開示請求に係る法人文書が行政機関
情報を公にすることにより、犯罪の予防、鎮
圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持
に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

三 開示請求に係る法人文書が行政機関（行政
機関情報公開法第二条第一項に規定する行政
機関をいう。次項において同じ。）により作
成されたものであるとき。

四 その他行政機関の長において行政機関情報
公開法第十条第一項に規定する開示決定等を
することにつき正當な理由があるとき。
前項の規定により事案が移送されたときは、
当該事案については、法人文書を移送された
行政機関が保有する行政機関情報公開法第二条
第一項に規定する行政文書と、開示請求を移
送を受けた行政機関の長に対する行政機関情報
公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなし
て、行政機関情報公開法の規定を適用する。こ
の場合において、行政機関情報公開法第十条第
一項中「第四条第二項」とあるのは、「独立行政
法人等情報公開法第四条第二項」と、行政機関

情報公開法第十六条第一項中「開示請求をする
者又は行政文書」とあるのは「行政文書」と、「に
より、それぞれ」とあるのは「により」と、「開
示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開
示」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合に
おいて、移送を受けた行政機関の長が開示の実
施をするときは、移送をした独立行政法人等は、
当該開示の実施に必要な協力をしなければなら
ない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）
第十四条 開示請求に係る法人文書に國、独立行
政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の
者（以下この条、第十九条及び第二十条におい
て「第三者」という。）に関する情報が記録さ
れているときは、独立行政法人等は、開示決定
等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に
対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政
令で定める事項を通知して、意見書を提出する
機会を与えることができる。

2 独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該
当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者
に對し、開示請求に係る法人文書の表示その他政
令で定める事項を通知して、意見書を提出する
機会を与えることができる。

3 開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者
は、政令で定めるところにより、当該開示決定
をした独立行政法人等に対し、その求める開示
の実施の方法その他の政令で定める事項を申し
出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第九条第一項に規
定する通知があつた日から三十日以内にしなけ
ればならない。ただし、当該期間内に当該申出
をすることができないことにつき正當な理由が
あるときは、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている法人
文書を開示しようとする場合であつて、当該
情報が第五条第一号又は同条第一号ただし
き。

二 第三者に関する情報が記録されている法人
文書を第七条の規定により開示しようとする
とき。
独立行政法人等は、前二項の規定により意見
書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人
文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提
出した場合において、開示決定をするときは、
(他の法令による開示の実施との調整)

開示決定の日と開示を実施する日との間に少な
くとも一週間を置かなければならぬ。この場
合において、独立行政法人等は、開示決定後直
ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条にお
いて「反対意見書」という。）を提出した第三
者に対し、開示決定をした旨及びその理由並び
に開示を実施する日を書面により通知しなけれ
ばならない。

（開示の実施）
第十五条 法人文書の開示は、文書又は図画につ
いては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録
についてはその種別、情報化の進展状況等を勘
案して独立行政法人等が定める方法により行
う。ただし、閲覧の方法による法人文書の開示
にあつては、独立行政法人等は、当該法人文書の開示
の保存に支障を生ずるおそれがあると認めると
きその他正当な理由があるときは、その写しに
より、これを行ふことができる。

2 独立行政法人等は、行政機関情報公開法第十
一条第一項の規定に基づく政令の規定を参考し
て前項の規定に基づく電磁的記録についての開
示の方法に関する定めを設けるとともに、これ
を一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者
は、政令で定めるところにより、当該開示決定
をした独立行政法人等に対し、その求める開示
の実施の方法その他の政令で定める事項を申し
出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第九条第一項に規
定する通知があつた日から三十日以内にしなけ
ればならない。ただし、当該期間内に当該申出
をすることができないことにつき正當な理由が
あるときは、この限りでない。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、
行政機関情報公開法第十六条第一項の手数料の
額を參照して、独立行政法人等が定める。

3 独立行政法人等は、経済的困難その他特別の
理由があると認めるときは、行政機関情報公開
法第十六条第三項の規定に基づく政令の規定を
參照して独立行政法人等の定めるところによ
り、第一項の手数料を減額し、又は免除するこ
とができる。

4 独立行政法人等は、前三項の規定による定め
を一般の閲覧に供しなければならない。

（異議申立て及び情報公開審査会への諮問）
第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為
について不服がある者は、独立行政法人等に対
し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六
十号）による異議申立てをすることができる。

2 開示決定等について異議申立てがあつたとき
は、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに
より、何人にも開示請求に係る法人文書が前條
第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示
することとされている場合（開示の期間が定め
られている場合にあっては、当該期間内に限
る）には、同項本文の規定にかかわらず、当
該法人文書については、当該同一の方法による
開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定
に一定の場合には開示をしない旨の定めがある
ときは、この限りでない。

（第十六条 独立行政法人等は、他の法令の規定に
より、何人にも開示請求に係る法人文書が前條
第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示
することとされている場合（開示の期間が定め
されている場合にあっては、当該期間内に限
る）には、同項本文の規定にかかわらず、当
該法人文書については、当該同一の方法による
開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定
に一定の場合には開示をしない旨の定めがある
ときは、この限りでない。

該当する場合を除き、情報公開審査会に諮問しなければならない。

一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。
二 決定で、異議申立てに係る開示決定等（開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る法人文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときは除外。（詮問をした旨の通知）

第十九条 前条第二項の規定により詮問をした独立行政法人等は、次に掲げる者に対し、詮問をした旨を通知しなければならない。

一 異議申立て人及び参加人
二 開示請求者（開示請求者が異議申立て人又は参加人である場合を除く。）
三 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立て人又は参加人である場合を除く。）
(第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続)

第二十条 第十四条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定
二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る法人文書を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該法人文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
三 当該開示決定等に係る法人文書を開示する旨の決定（次項及び附則第二条において「情報公開訴訟」という）については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条に定める裁判所のほか、原告の普

通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも提起することができる。

2 前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る情報公開訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができる。

第四章 情報提供
第一十二条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図面又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。
一 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報
二 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務的的な情報

第三条 行政機関の保有する情報の公開に関する改正
第五条第一号ハ中「公務員」を「公務員等」に、「及び地方公務員法」を「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第一条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。」、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二号）以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。」の役員及び職員並びに地方公務員法に「当該公務員」を「当該公務員等」に改め、同条第二号中「国」の下に「、独立行政法人等」を加え、同条第五号及び第六号中「機関」の下に「、独立行政法人等」を加え、同号ロ中「国」の下に「、独立行政法人等」を加え、同号ホ中「又は」を「若しくは」に改め、「経営する企業」の下に「又は独立行政法人等」を加える。

第六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、この法律の公布の日のいづれか遅い日から施行する。

第二十六条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、この法律の公布の日のいづれか遅い日から施行する。

第二十七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他の独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に對し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

第二十八条 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法

七条第一項の規定に基づく政令の規定を参考して法人文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第三条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を次のように改正する。
目次中「第四十四条」を「第四十三条」に改める。

第五条第一号ハ中「公務員」を「公務員等」に、「及び地方公務員法」を「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第一条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。」、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二号）以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。」の役員及び職員並びに地方公務員法に「当該公務員」を「当該公務員等」に改め、同条第二号中「国」の下に「、独立行政法人等」を加え、同条第五号及び第六号中「機関」の下に「、独立行政法人等」を加え、同号ロ中「国」の下に「、独立行政法人等」を加え、同号ホ中「又は」を「若しくは」に改め、「経営する企業」の下に「又は独立行政法人等」を加える。

第六条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。
附 則
(独立行政法人等への事案の移送)
第一条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他の独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に對し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

第二十八条 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法

第二十九条 独立行政法人等は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、法人文書を適正に管理するものとする。
二 独立行政法人等は、行政機関情報公開法第三号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）

第二十九条 独立行政法人等は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、法人文書を適正に管理するものとする。
二 独立行政法人等は、行政機関情報公開法第三号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）

第二十九条 独立行政法人等は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、法人文書を適正に管理するものとする。
二 独立行政法人等は、行政機関情報公開法第三号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）

日本私立学校振興・共済事業団	日本政策投資銀行	日本私立学校振興・共済事業団法(平成十九年法律第四十八号)
日本船舶振興会	日本船舶振興銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二条)
日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康セントラル法(昭和六十年法律第九十二号)
日本道路公團	日本道路建設公團	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本貿易振興会記念協会	日本万国博覽会記念協会	日本鐵道建設公團法(昭和三十九年法律第三号)
日本労働研究会	日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第六号)	日本道路公團法(昭和三十一号)
日本農業者年金基金	日本農業者年金基金法(昭和三十三年法律第一百三十二号)	日本鐵道建設公團法(昭和三十九年法律第二百五号)
農水産業協同組合貯金保険機関	農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十九号)	日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)
農畜産業振興事業団	農水産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)	日本労働研究機構法(昭和三十三年法律第一百三十二号)

農林漁業金融 公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
農林漁業信用 基金	農林漁業信用基金法(昭和六年法律第七十九号)
阪神高速道路 公團	阪神高速道路公團法(昭和三十七年法律第四十三号)
平和祈念事業 特別基金	平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)
放送大学園 放送大学園法(昭和五十六年法律第八十号)	放送大学園法(昭和五十六年法律第八十号)
北方領土問題 対策協会	北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第三十四号)
本州四国連絡 橋公團	本州四国連絡橋公團法(昭和四十五年法律第八十一号)
水資源開発公 團	水資源開発公團法(昭和三十六年法律第二百十八号)
緑資源公團	緑資源公團法(昭和三十一年法律第八十五号)
野菜供給安定 基金	野菜生産出荷安定法(昭和四十年法律第一百三号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)
理化學研究所 團	理化學研究所法(昭和三十三年法律第八十号)
労働福祉事業 團	労働福祉事業團法(昭和三十二年法律第一百一十六号)
関西国際空港 株式会社	一 関西国際空港及び関西国際空港株式会社法(以下この項において「会社法」という)第六条第一項第二号に規定する施設の設置これら建設に係るものを除

日本私立学校 振興・共済事 業団	中小企業総合 事業団	中小企業総合 事業団	中小企業総合 事業団	中小企業総合 事業団
一 日本私立学校振興・共済事 業団法	四 前二号に規定する事業に附 帯する業務	一 中小企業総合事業団法 (以下この項において「事業 団法」という)。第二十一 条第一項第十一号から第十 四号までに掲げる業務	四 前二号に規定する事業に附 帯する業務	一 会社法第六条第二項に規 定する事業に係る業務
二 事業団法第二十二条第二 項に規定する業務	三 前二号に掲げる業務に附 帯する業務	二 前号に掲げる業務に附 連する事業団法第二十一条第 一項第十五号に掲げる業務	二 前号に掲げる業務に附 連する事業団法第二十二条第 一項第十七号に掲げる業務	二 会社法第六条第一項第三 号の政令で定める施設及び 同項第四号に規定する施設 の管理の事業に係る業務
三 事業団法第二十二条第三 項第一号及び第二号に掲げ る業務		三 前二号に規定する事業に 附帯する事業に係る業務	三 前二号に規定する事業に 附帯する事業に係る業務	三 前二号に規定する事業に 附帯する事業に係る業務

く。) 及び管理の事業に係る

独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図るため、何人も独立行政法人等に対し法人文書の開示を請求することができる権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に、「百分の百四十を」を「百分の百三十五を」に改め、同条第三項中「百分の百分の百三十五を」を「百分の百分の百三十五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改める。

第十九条の八第一項及び第三項中「百分の百分の百六十」を「百分の百分の百五十五」に改める。

第十九条の八第一項及び第三項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に改める。
附則に次の六項を加える。

9 当分の間、民間における賃金との権衡を考慮して講ずる特例措置として、各年度（四月一日

から翌年三月三十一日までをいう。以下この項及び次頁第一号において同様) こうして、当

及び次項第一号において同じ。)において、当該各年度の三月一日(以下この項から附則第十

請行会員の三月一日(以降)の項から附則第十
一項までにおいて「基準日」という。)に在職
する職員(指定期俸給表の箇月に受け付ける職員、

する職員（指定職俸給表の適用を受ける職員、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時

一般職の任期付研究員の採用 総合及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第三条第一項の規定により昭和二年二月

号) 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員及び一般職の任期付職員の採用及

月されが職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第三条第一項の規定による。

百二十五号) 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下同じ。) に

対し、基準日の属する月の人事院規則で定める
日において、特例一時金を支給する。

10 特例 一時金の額は、三千七百五十六円とする。

三条において準用する新育児休業法第四条第二項」と読み替えるものとする。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の一般職の職員の労働時間、休暇等に関する法律(以下「所

第百条の二中「終了する日」の下に「(その日が当該育児休業に係る子が一歳に達する日後であるときは、当該育児休業に係る子が一歳に達する日)」を加える。

人事院の国会及び内閣に対する平成十三年八月八日付けの意見の申出及び勧告にかんがみ、一般職の国家公務員及び防衛庁の職員について、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げることも、一般職の国家公務員について、介護休暇の期間を連続する六月の期間内に延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（「起算日」、「月」は新勤務時間法による用語である。）の間に、（「職員に限る。」）についても適用する。この場合において、新勤務時間法第二十条第一項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「平成十四年四月一日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

2 旧勤務時間法第二十一条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過しない職員の介護休暇の期間については、新勤務時間法第二十条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

第四条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第六十八条の二第一項中「期間」の下に「で」
当該育児休業に係る子が一歳に達する日までの
期間」を、「終了した日」の下に「(その日が当
該育児休業に係る子が一歳に達した日後である
ときは、当該育児休業に係る子が一歳に達した
日)」を加える。

人事院の国会及び内閣に対する平成十三年八月八日付けの意見の申出及び勧告にかんがみ、一般職の国家公務員及び防衛庁の職員について、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げるとともに、一般職の国家公務員について、介護休暇の期間を連続する六月の期間内に延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由 第百条の二中「終了する日」の下に「(その日が当該育児休業に係る子が一歳に達する日後であるときは、当該育児休業に係る子が一歳に達する日)」を加える。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一歳」を「三歳」に改める。

第六条の見出しを「（育児休業に伴う任期付採用及び臨時の任用）」に改め、同条第一項中「当該期間を任用の期間の限度として、臨時の任用」を「当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいづれか」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二号に掲げる任用は、当該請求に係る期間について一年を超えて行うことができる。

一 当該請求に係る期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

二 当該請求に係る期間を任期の限度として行う臨時的任用

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が第二条第二項又は第三条第一項の規定による請求に係る期間に満たない場合にあっては、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

5 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職務に任用することができる。

第九条第一項中「一歳」を「三歳」に改める。

児休業（当該職員が二人以上の子について同一項の規定による育児休業をしたことがある場合にあっては、施行日前の直近の育児休業に限る。）は、新育児休業法第二条第一項ただし書に規定する育児休業に該当しないものとみなす。

施行日前に旧育児休業法第三条第三項において準用する旧育児休業法第二条第三項の規定により承認を受けた育児休業の期間の延長は、この法律の施行の際現に職員が当該育児休業をしている場合に限り、新育児休業法第三条第二項に規定する育児休業の期間の延長に該当しなともとのとみなす。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第三条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年）

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

二 三条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

児休業（当該職員が二人以上の子について同項の規定による育児休業をしたことがある場合にあっては、施行日前の直近の育児休業に限る。）は、新育児休業法第二条第一項ただし書に規定する育児休業に該当しないものとみなす。

3 施行日前に旧育児休業法第三条第三項において準用する旧育児休業法第二条第三項の規定により承認を受けた育児休業の期間の延長は、この法律の施行の際現に職員が当該育児休業をしている場合に限り、新育児休業法第三条第二項に規定する育児休業の期間の延長に該当しないものとみなす。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第三条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七十条の二中「期間」の下に「で当該育児休業に係る子が一歳に達する日までの期間」を「終了した日」の下に「（その日が当該育児休業に係る子が一歳に達した日後であるときは、当該育児休業に係る子が一歳に達した日）」を加える。

（健康保険法の一部改正）

第四条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第七十一条の三ノ二中「終了スル日」の下に「（其ノ日が当該育児休業ニ係ル子ガ一歳ニ達ル日ナルトキハ当該育児休業ニ係ル子ガ一歳ニ達スル日）」を加える。

第五条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教員員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四号中「規定により」の下に「

期を定めて採用される者及び」を加える。

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第六条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第四号中「規定により」の下に「任期を定めて採用される者及び」を加える。

理由

育児を行う職員の負担を軽減する措置の拡充を図るため、地方公務員について、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年十一月八日印刷

平成十三年十一月九日發行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F